

# コンテンツ流通の促進に必要となる権利情報の 共有に向けた環境整備のあり方

【平成16年度活動報告書】

平成17年4月13日

デジタル時代の著作権協議会  
著作権ビジネス研究会

# はじめに

デジタル時代の著作権協議会 (CCD) 著作権ビジネス研究会においては、平成15年度から、ブロードバンド等デジタルネットワークにおけるコンテンツ流通の促進に資するため、権利情報等の構築、共有化についての検討をおこなっている。

平成15年度の検討内容については「著作権等の権利関連団体における情報管理のあり方」を平成16年4月14日に公表し、著作権者等の立場からの提言をおこなった。

平成16年度はこの提言について、権利処理やコンテンツ取引の現場の視点での具体的な検討をおこなうこととし、また、CCD会員以外のコンテンツ流通に関わる方から広く意見を聴取する目的でオープンプロジェクトを開催し、議論を重ねてきた。

この報告書は、本年度CCD著作権ビジネス研究会及びオープンプロジェクトにおいて検討、議論をしたその成果についてまとめたものである。

もちろん、権利情報等を整備したことだけでコンテンツ流通が活発におこなわれるわけではない。

しかし、新たな市場の形成が、コンテンツ流通に関わる権利者、配信事業者、通信事業者、システム提供事業者、ひいては日本国民にとって有益なものとして位置付けるのであれば、まず、著作権等の権利を保有し管理する側が、権利情報等を整備し、提供し、共有化することが、コンテンツ流通の促進に向けて、成さなければならないことである。

CCDでは、このことをあらためて提言し、各著作権等権利者の権利情報等整備の取組みに期待するものである。

本年度におけるCCDの活動の背景	3
本年度オープンプロジェクトの取組内容 ~ 事例検討 ~	11
本年度オープンプロジェクトの取組内容 ~ アンケート ~	26
CCD IDモデル	42
まとめ	58

# 本年度におけるCCDの活動の背景

# CCDの目指すもの

- デジタル時代の進展により様々なコンテンツ流通手段が出現してきているが、着メロ、着うたや音楽配信など一部を除き、まだまだ発展途上の状態にある。
- CCDではデジタル時代のコンテンツ流通を促進していくため、権利情報の共有化が不可欠と考えており、これを実現するために多面的な活動を実施している。
- 昨年度の権利情報WG、本年度のビジネス研究会やオープンプロジェクトも、この活動の一環として位置づけられる。

## なぜ権利情報の構築・共有化が必要か

### コンテンツの デジタルデータ化

- コンテンツの支持物の消失 = インデックスの消失  
インデックス情報の明示、共用の必要

### オンライン配信 (流通の変化)

- 製造数と在庫管理 多くの品揃えと個別ログ管理
- 当事者双方でデータ入力・保管等作業  
情報共有による入力作業の分担による省コスト化

### コンピュータ・ ネットワーク

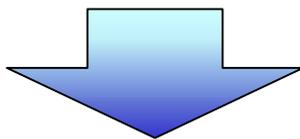
- 大量なデータの迅速かつ正確な処理能力  
大量の情報交換による円滑なビジネスインフラの整備

# 情報共有の促進によるコンテンツ流通基盤の拡大

- コンテンツ流通に関わる団体・企業の間で情報共有を進めることにより、コンテンツ流通の様々な業務の効率化が図られる。

## 情報共有の目的

- 1 デジタルデータ化されたコンテンツの権利情報の明示と保管
- 2 権利情報、コンテンツ情報のデータ化による正確かつ迅速な情報交換
- 3 権利情報、コンテンツ情報を共有することによる作業負荷、コストの軽減
- 4 コンテンツの2次利用における権利情報の確認
- 5 コンテンツ情報の公開



**これらの実現がコンテンツ流通拡大の基盤となる**

# 昨年度WGの成果:ID化に関する提言(骨子)

- 昨年度CCDでは、コンテンツ流通に関わる権利関連団体を中心として権利情報WGを設置し、デジタル時代のコンテンツ流通における権利情報のあり方を検討した。
- このWGを通じて、以下の3点を提言としてとりまとめた。

- コンテンツ流通を促進するためにコンテンツおよび権利者情報のDB化とID付与が必要であることを、各権利者およびコンテンツホルダーが理解するとともに、その概念の展開を図る。
- ID体系は無理に標準化するのではなく、各団体等の用いているものをそのまま使うことにより、現在の制度や業務を発展的に活用できるようにする。
- そのうえで、権利者、コンテンツホルダー、利用者等が情報を共有するとともに、スムーズな流通ができるための環境整備を進める。

# 昨年度WGの成果: 団体名簿と作品メニューの整備

- 前述の提言の具現化したものとして、権利関連団体やコンテンツホルダーが協力・連携し、コンテンツ情報と権利情報がリンクした作品メニューデータベースがあげられる。

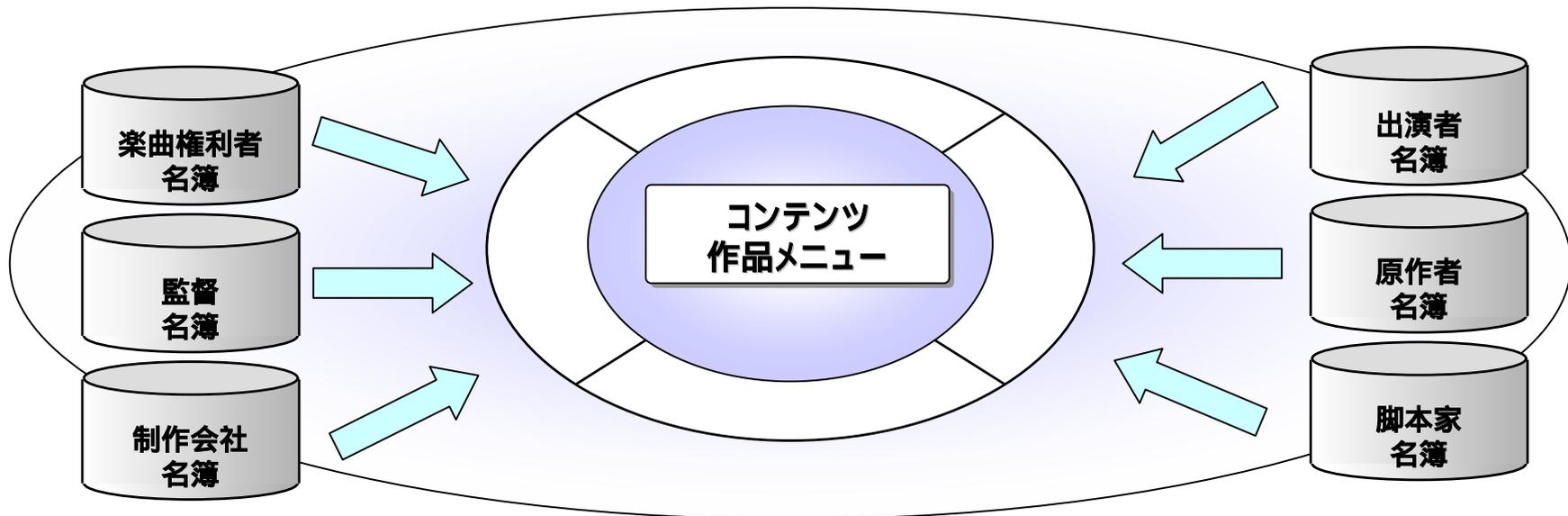
## < 品揃えメニューと名簿 >

コンテンツホルダーの役割

作品メニューの充実、正確なメニューの用意

権利者の役割

作品メニューにぶら下る名簿の充実、正確な名簿の提供



信頼できる団体内で名簿の整備・蓄積を図るとともに、  
作品メニュー整備と連携させる

# 平成16年度活動の流れ-1

- 平成16年度は月次ベースで著作権ビジネス研究会を開催し、その内容がオープンプロジェクトにフィードバックされた。

平成16年7月2日	第一回著作権ビジネス研究会
8月 6日	第二回著作権ビジネス研究会
9月 3日	第三回著作権ビジネス研究会
10月6日	第四回著作権ビジネス研究会
11月5日	第五回著作権ビジネス研究会
12月2日	第六回著作権ビジネス研究会
平成17年2月 4日	第七回著作権ビジネス研究会
3月 7日	第八回著作権ビジネス研究会

## 平成16年度活動の流れ-2

- 研究会と並行して、昨年度WGの提言を実現していくことを目指してオープンプロジェクトとして幅広い参加者を求め、より具体的な検討をおこなった。

平成16年3月14日	「著作権等の権利関連団体における情報管理のあり方」 報告書取り纏め
4月14日	CCDシンポジウム 開催 上記提言一般公表
6月14日	CCDオープンプロジェクト構想公表
7月21日	第一回CCDオープンプロジェクト
9月15日	第二回CCDオープンプロジェクト
10月26日	CCDオープンプロジェクトアンケート調査実施(～12月)
11月17日	第三回CCDオープンプロジェクト
平成17年3月16日	第四回CCDオープンプロジェクト

# 本年度オープンプロジェクト事業

- このプロジェクトの中で、事例研究として、CCD会員団体である「日本写真著作権協会」、「日本広告業協会」、「日本映像ソフト協会」、「日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター」の実践的な取り組みを紹介し、討議の素材として議論を重ねた。
- また昨年と同様、アンケート調査を実施し、各団体間でやりとりされるメタデータの実態、提言を踏まえた意識の変化を捉えた。

## < 4団体の事例研究 >

- 日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター
- 日本写真著作権協会
- 日本映像ソフト協会
- 日本広告業協会

## < アンケート >

- 権利者、コンテンツホルダー間での許諾や実績報告に関するやり取りの実態
- コンテンツホルダー、コンテンツ利用者間での許諾や実績報告に関するやり取りの実態
- コンテンツ管理番号、権利者管理番号の共有化と管理機関の必要性

**本年度オープンプロジェクトの取組内容**  
**～ 事例検討 ～**

# 各団体の事例に基づく検討：日本写真著作権協会

- 日本写真著作権協会では、著作権者ID登録・画像保護サービスを開始している。
- 写真の場合は、著作権者がコンテンツの管理者となるケースがほとんどであり、権利者情報の管理者がコンテンツ情報も合わせて管理することが効率的である。

著作権者ID登録・  
画像保護サービス

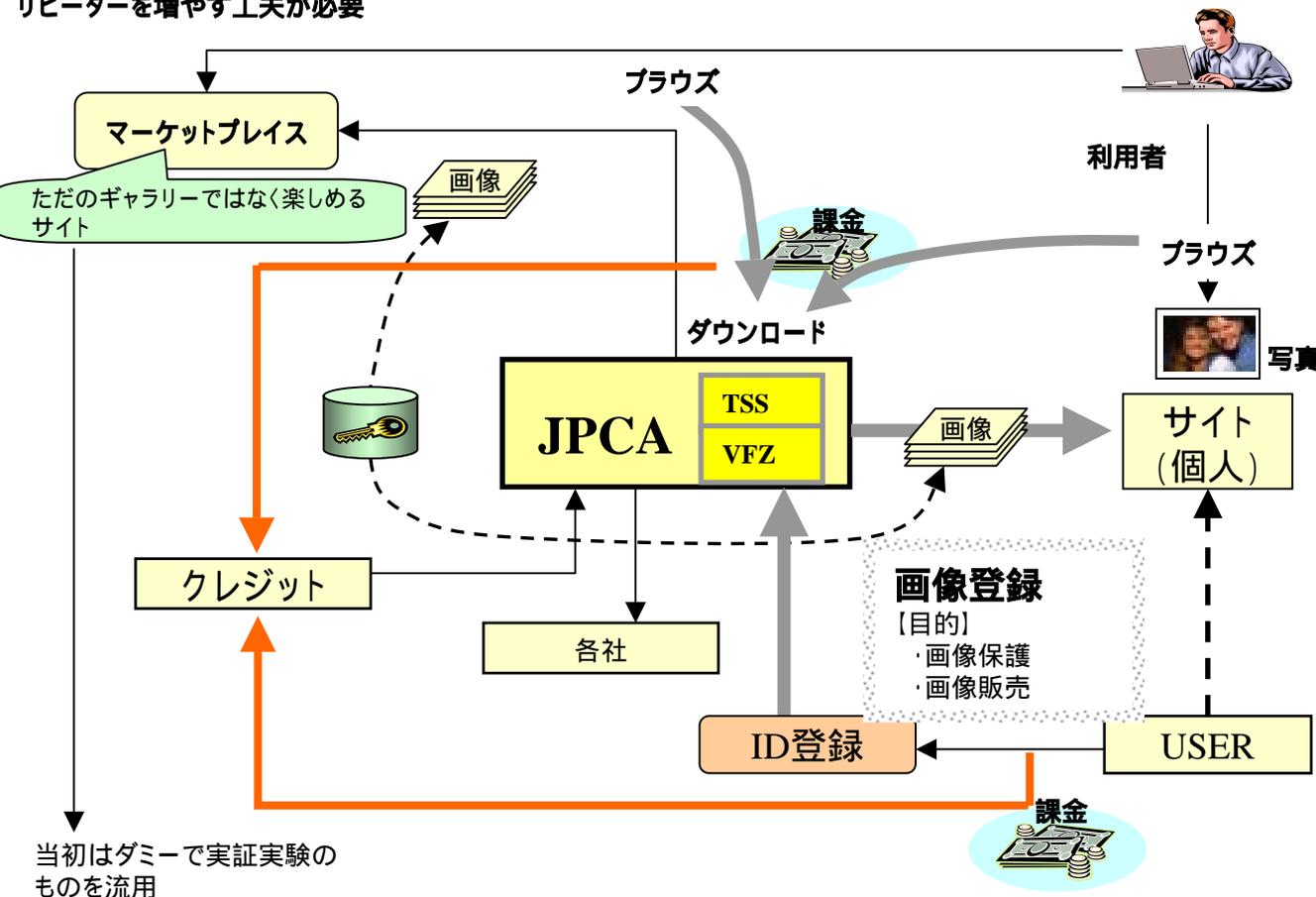
権利者ID体系には  
CCDIDモデルを採用

- 写真著作権者ID 管理システムと、デジタル写真の不正コピー防止手法を取り入れたインターネット上のデジタル写真管理保護サービスを2004年4月1日より開始
- プロカメラマン2万6千人をはじめ、アマチュアカメラマン、写真愛好家を対象に著作権者IDを発行し、作品の管理、画像保護、作品の著作権表示までの一貫した管理サービスを提供
- 広く一般にも著作権者IDの取得を許し、個人同士の合法的な写真流通を促進させることを目指す
- 権利者が自己の作品を社会に向けて公表する際、作品に著作権者IDを記載する
- これにより、利用者が権利者への問合せをおこなう際や、その権利者が他にどのような作品を作っておられるのかを、JPCAの著作権者データベースで簡単に調べることが可能

# 写真マーケットプレイスシステム実現への取組(ステップ-2)

- 日本写真著作権協会では、写真家ID登録・画像保護サービスの発展形として、オンラインマーケットプレイスへとつなげていきたいと考えている。

リピーターを増やす工夫が必要

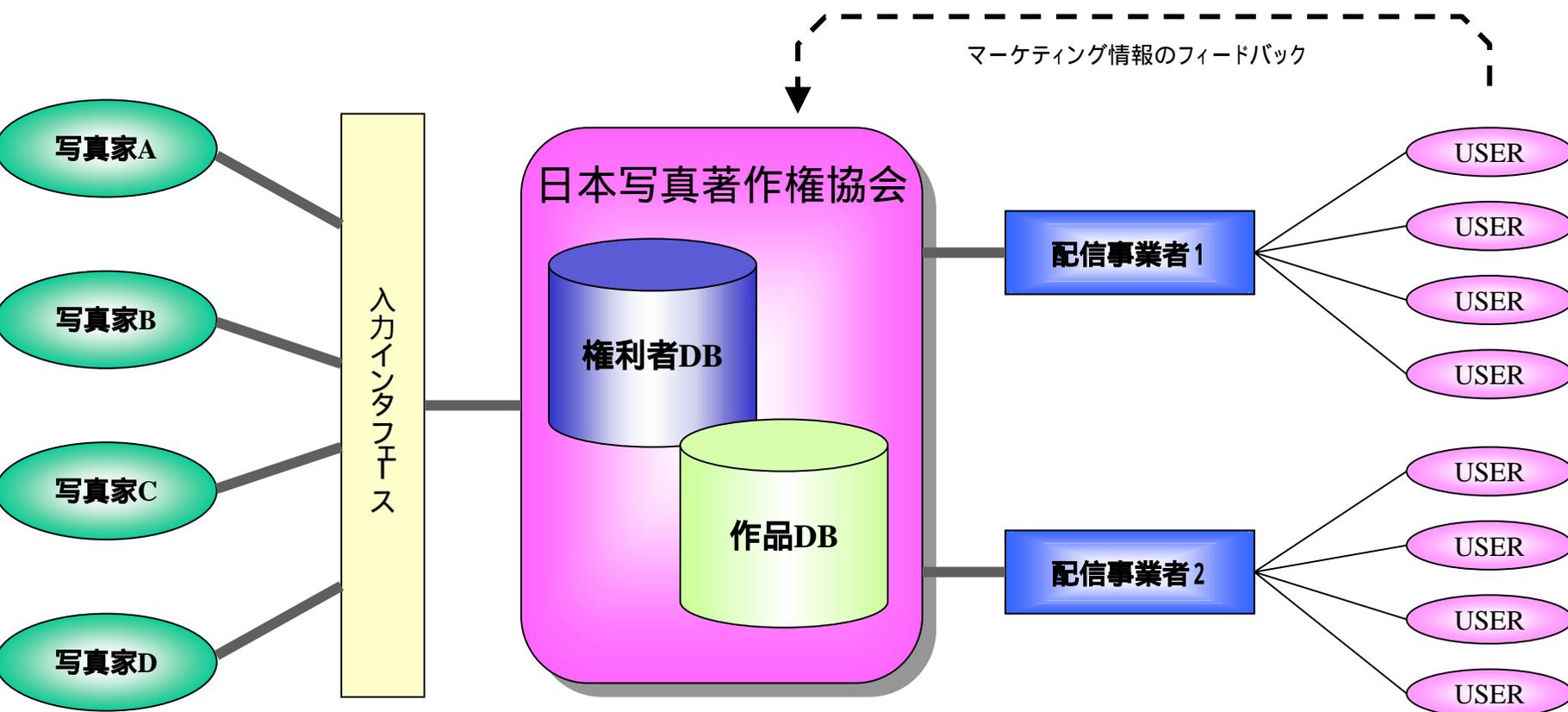


## 新事業

- ・新しいコンテンツの開発
- ・携帯用コンテンツ試作
- ・複写権センターへの提案(モデル)
- ・ギャラリーのストック(古い写真)を増やす流通

# 将来的な方向性: 写真

- 写真分野においては、CCDと日本写真著作権協会との協力によりコンテンツ流通環境の整備が進んでいくことが期待される。そして現在の取組みは、そのまま将来の基盤として活用することが可能である。



- 日本映像ソフト協会では、作品データベースの整備に着手している。

作品データベースの整備

```
graph TD; A([作品データベースの整備]) --> B([データベース利用の検討]);
```

- 加盟各社が販売するビデオ作品の作品情報をデータベース化し、インターネット上で検索・参照できるようにする

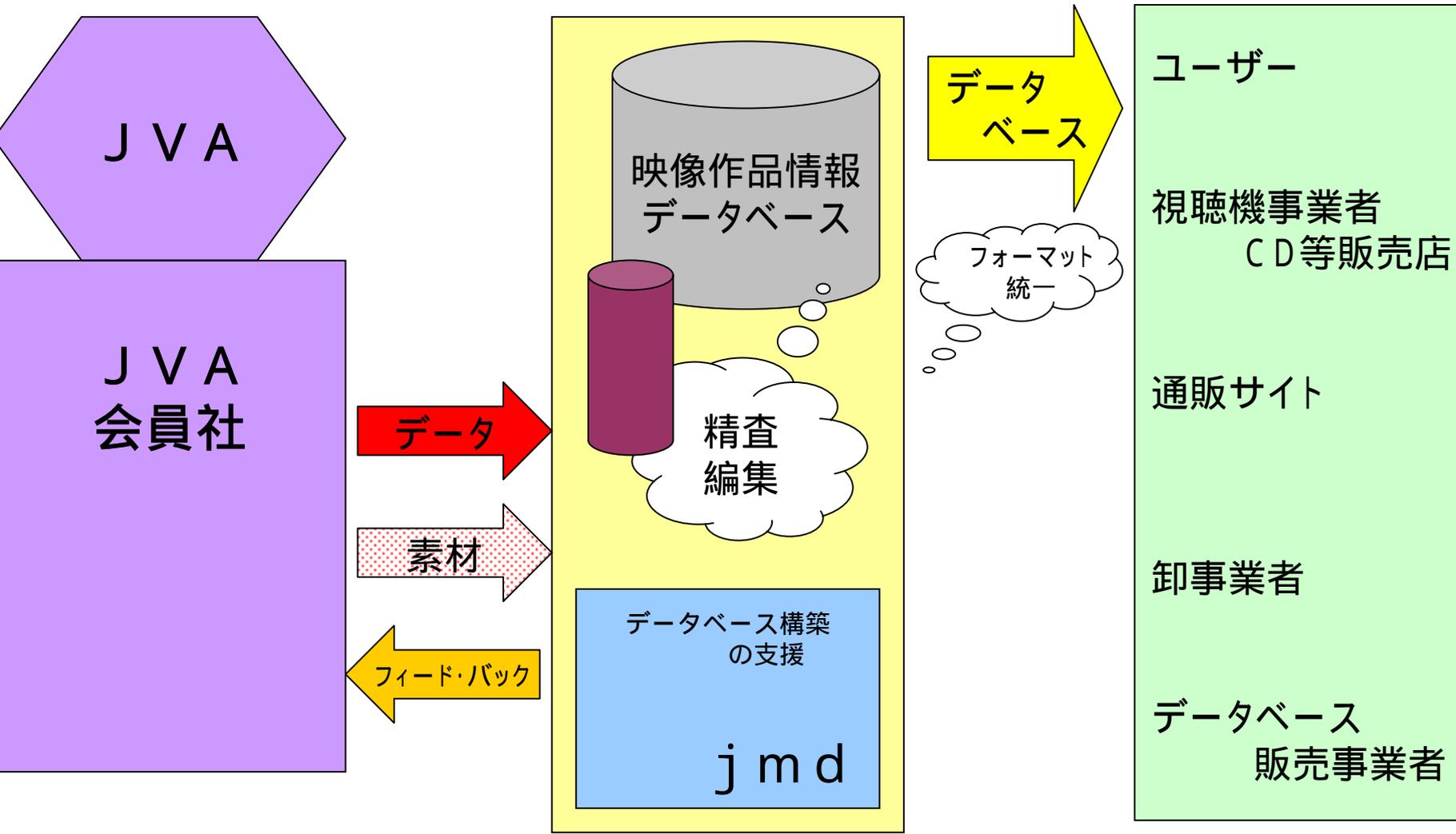
(平成17年スタート)

データベース利用の検討

- マーケティング利用の拡大
- 今後CCDで検討を進める、共通作品ID体系に参画の予定

# データの供給からデータベースの構築および利用の流れ

■ 日本映像ソフト協会 (JVA) が整備を進めているデータベースは、一般消費者や事業者等へ公開し、活用してもらうことを意図している。



# 各団体の事例に基づく検討: CPRA

- CPRAでは、実演家データセンターの整備に着手するとともに、音楽実演家を中心に統一したIDを付与する、アーティストコード事業に取り組んでいる。

## 実演家データセンターの整備

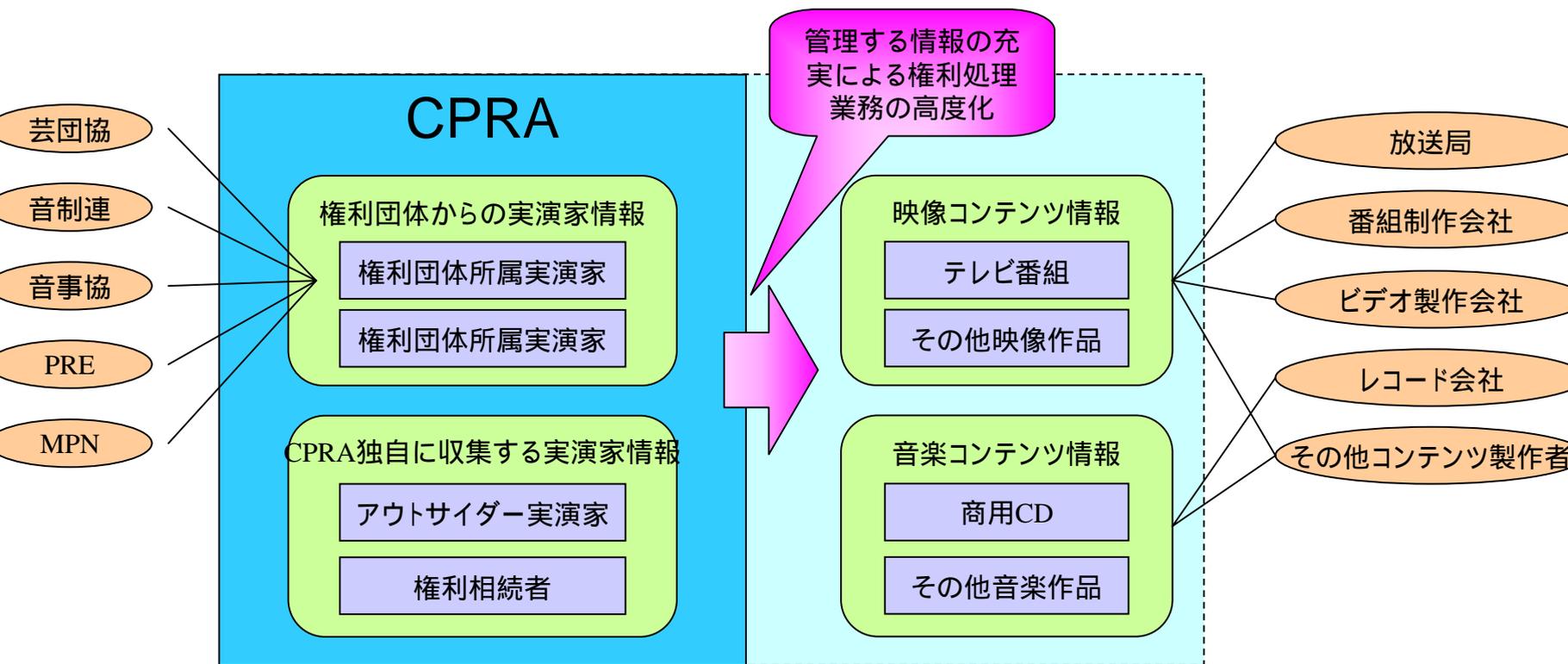
- CPRA構成権利団体に所属している実演家や、CPRAで分配対象となっている実演家をデータベース化
- 実演家の許諾申請をおこなう放送局等へ開示予定

## アーティストコードの付与

- JASRAC、レコード協会とともに運営するMusic J-CISにおいて、アーティストにCPRAルールによるアーティストコードを付与
- フィーチャードアーティストに加え、バックミュージシャン等のノンフィーチャードアーティストにも共通のコードを与える

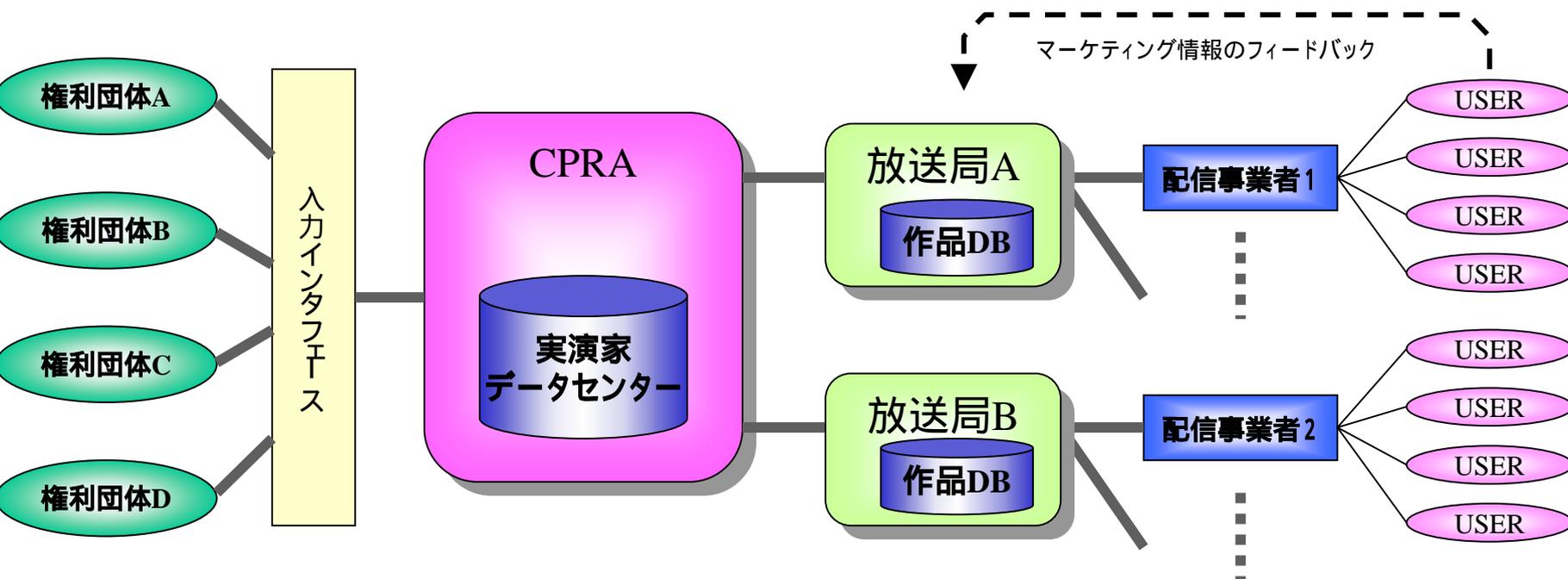
# 将来ビジョン実現のためのCPRAとしての情報管理の方向性

- 実演家の権利処理に必要な情報は、権利者(実演家)の情報とコンテンツ(番組・作品等)の情報に大別される。
- 現在CPRAでは権利者情報のみを管理しているが、コンテンツ情報も合わせて管理していくことにより、実演家の隣接権処理の中核としての役割を効果的に果たしていくことが期待できる。
- CPRAでは、これらコンテンツデータの管理のために権利団体に加えて放送局等のコンテンツ製作者とも連携を図っていきたいと考えている。



# 将来的な方向性: 実演家情報の共有

- 将来的には、CCDのルールに沿ったID体系に基づいてCPRAやコンテンツホルダーがIDを発番し、実演家情報の共有化に進んでいくことが望まれる。



# 各団体の事例に基づく検討：日本広告業協会

- 利用者側の団体である日本広告業協会では、日本映像ソフト協会とはまた違った目的で、作品データベースの整備に着手するとともに、共通IDルールに基づく作品IDを使用し業界内での業務の安定化と効率化を進めている

広告ビジネスにおいては「利用者」といわれる事業者が複雑なレイヤーで存在しているため、権利情報の共有が不可欠（広告主、制作会社、制作担当広告会社、媒体担当広告会社、媒体社）

## 作品データベースの整備

- 関係各社が制作した広告作品の作品情報・権利情報をデータベース化し、ネットワーク上で検索・参照できるようにする

インターネット等での一般公開はおこなわない

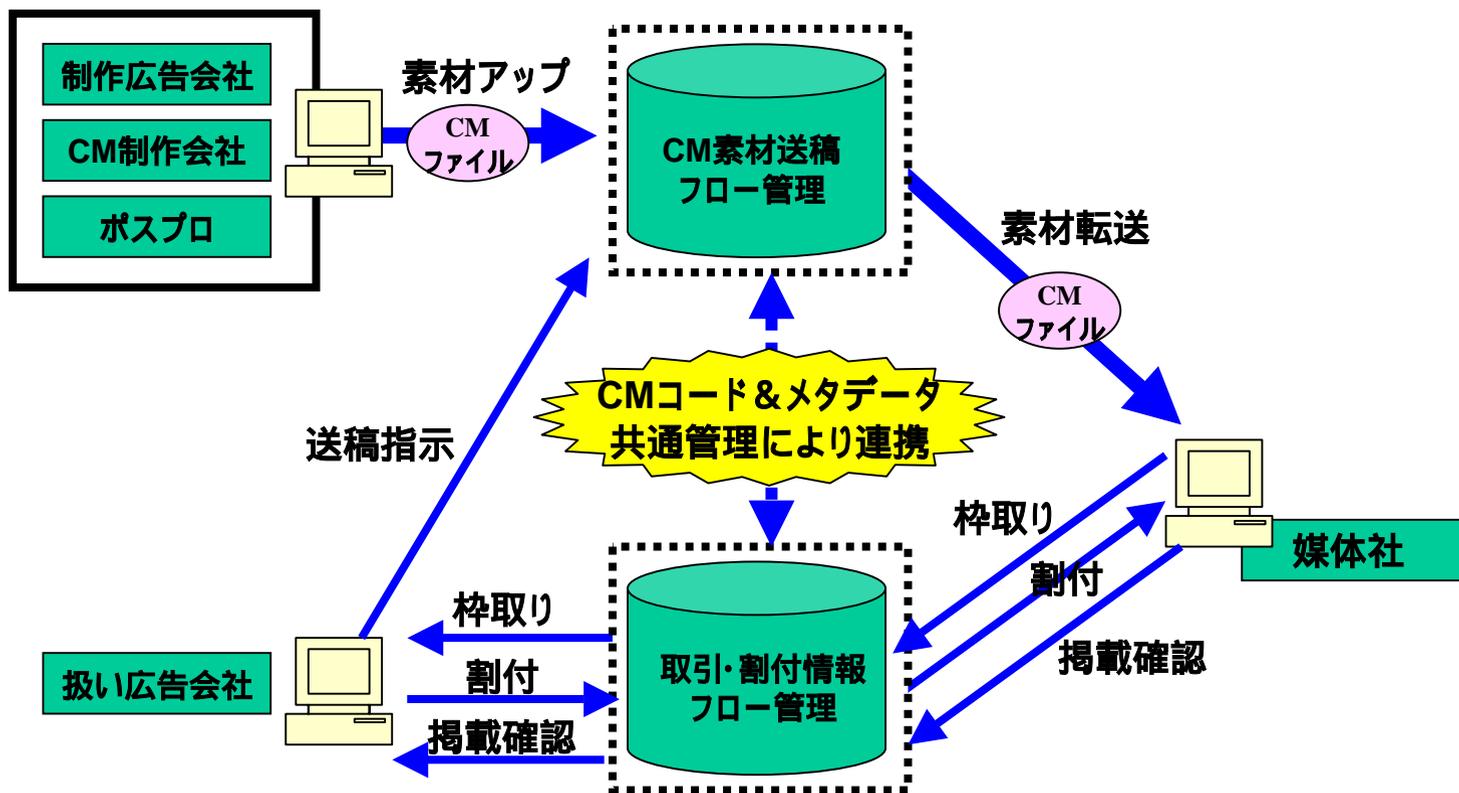
## 作品IDの利用

- 放送で使用されてきたコード体系を利用し、写真著作権協会等と共通のID体系に合わせた作品IDを使用

# 広告業務全体のデジタル・ネットワーク化のイメージ

- 日本広告業協会ではデータベースの整備をトリガーとして、CM運用にかかる幅広い領域のオンライン化を図っていきたいと考えている。

## CM素材のオンライン送稿



## 取引・割付情報(EDI)のオンライン化

# 将来的な方向性: 広告

- メタデータの項目として権利者情報を扱っていくことを検討しているが、ID管理が必要かどうかは権利者側の動向に影響される。
- 権利者側が共通のコード体系とDBを持って対応できるのであれば、ID付き権利者データと作品ID体系 + 作品DBとリンクさせることにより、今後のビジネス展開のなかで有効活用できる。

## JAAAの位置づけ:

- 広告制作も行う制作者としての立場だけでなく、使用者側を代表する団体
- 使用者: 複雑なレイヤー構造  
(広告主、媒体社、広告会社、制作会社)

## AdMissionシステムによる実験

- 従来のテープによるCM運用でなく、作品ファイル自体のオンライン流通とメタデータによるオンライン管理業務とを切り離せることを検証

## 広告業界を取り巻く環境変化:

- 広告媒体を取り巻く環境のデジタル化、オンライン化、多メディア化  
CM素材も従来のテープ手渡し、目視主体の確認作業では対応できない
- システム化が必須の課題
  - 使用条件の異なる複数の権利者情報の管理
  - 安全で確実な作業の実施
  - 増大する作業量への対応

## 結論:

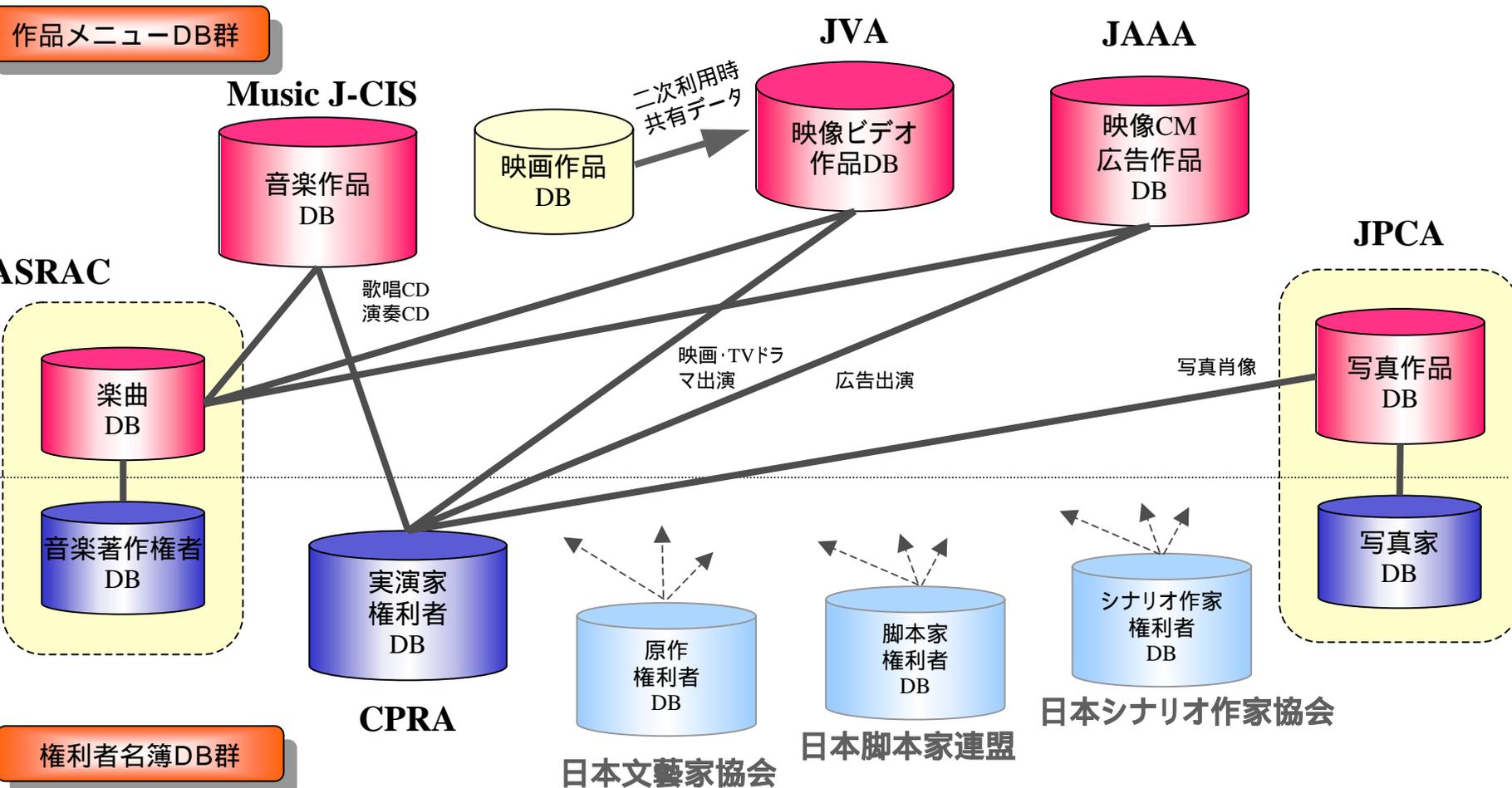
- この作品ファイルとメタデータを紐付けする重要な役割を果たすのが作品IDであり、このIDは共通の規格にのっとったものであるべき

## 共通認識

- この作品IDの共通化については、他のエリアとの何らかのリンクは必要であり、有効

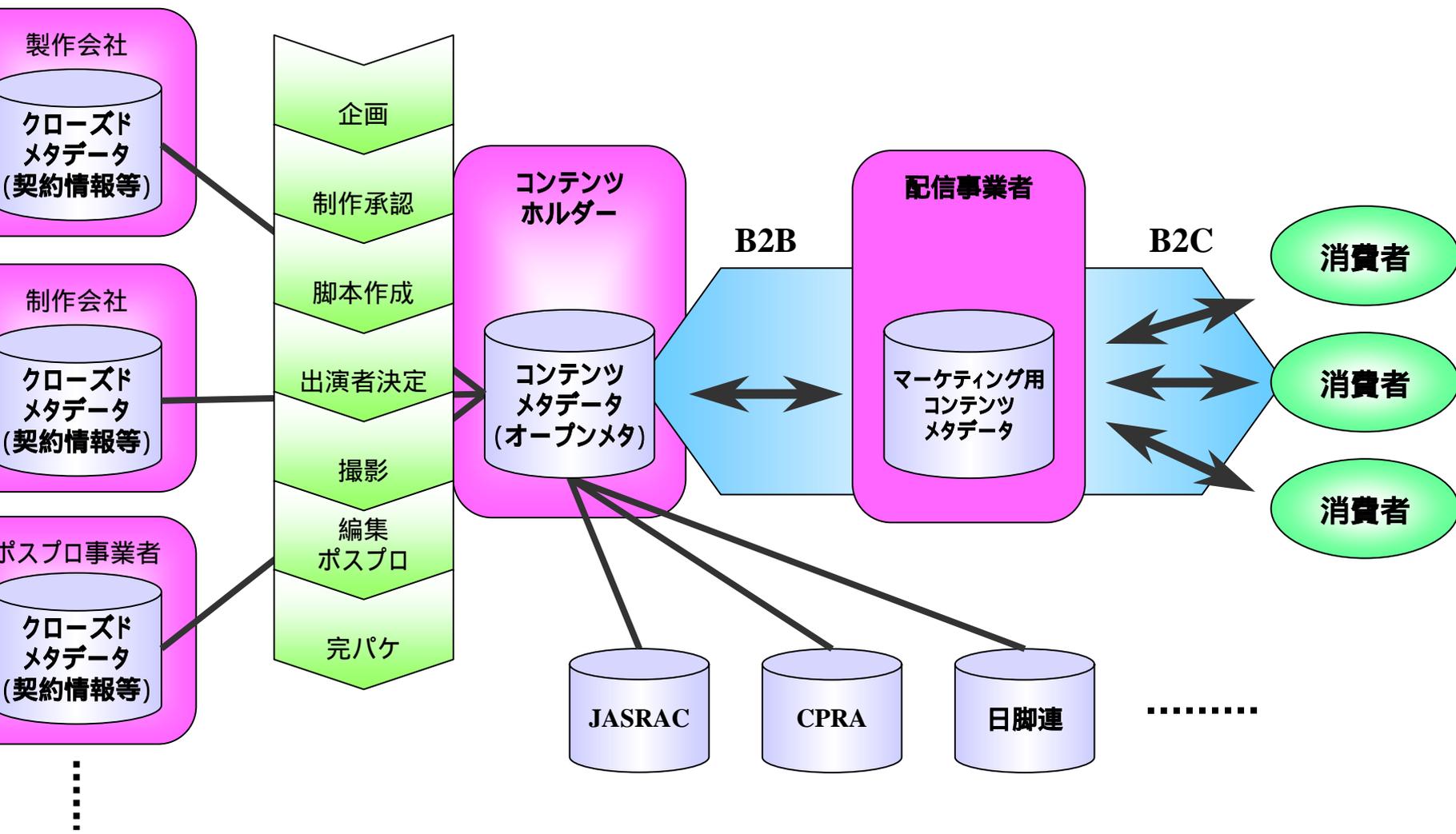
# コンテンツDBと権利者DBの連携

- 各団体の取組によってコンテンツ情報DB、権利者DBそれぞれの整備が進むとともに、これら情報のリンケージも始まりつつある。
- この動きが発展していくことにより、CCDの考えるコンテンツ情報・権利情報共有化が現実化してきている。



# コンテンツ制作から消費者への一貫した情報共有の実現

■ 将来的には、コンテンツの制作段階からメタデータ整備をおこなうとともに、コンテンツ流通に必要な項目を「オープンメタデータ」として公開・共有していくことが必要となる。



# 事例検討から得られた方向性

- 団体・業界により、自らが主体的に導入すべきIDの種類や、タイミングが異なる。権利者IDの整備が必要な団体と、作品(コンテンツID)の整備が必要な団体がある。
- 情報の連携においては、このような違いを意識しながら進めていくことが必要である。

## 権利者ID

### CPRA(実演家ID)

他団体が構築する作品DBの作品ID(コンテンツID)とCPRA権利者のIDがシェア・リンク出来ればよい

自団体(複数団体で構成)内の名簿管理と共通権利者IDの確立が急務

## コンテンツID

### JAAA(広告共通コンテンツID)

- 既存の共通コード(10桁CMコード、TVCM運用で使用)の拡張利用 広告共通IDの検討

### JPCA(権利者ID コンテンツID)

- 権利者IDは既に確立・符番
- 共通コンテンツIDは携帯キャリアとの実ビジネス上、必須

### JVA(共通作品ID)

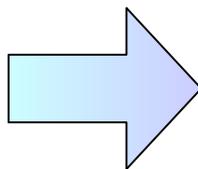
**本年度オープンプロジェクトの取組内容**  
**～ アンケート ～**

# 本年度アンケート調査の狙い

- 平成15年は、権利関連団体の内部における情報管理実態とID利用状況についてアンケート調査を実施した。
- 本年度はコンテンツ流通に関わる団体や企業間での情報のやり取りとID利用状況についてアンケート調査を実施することとした。

## 平成15年度CCD権利情報WGアンケート

- 団体・企業内におけるコンテンツ情報管理の実態
- 団体・企業内における権利者情報管理の実態
- コンテンツ情報管理におけるID利用実態
- 権利者情報管理におけるID利用実態



## 平成16年度CCDオープンプロジェクトアンケート

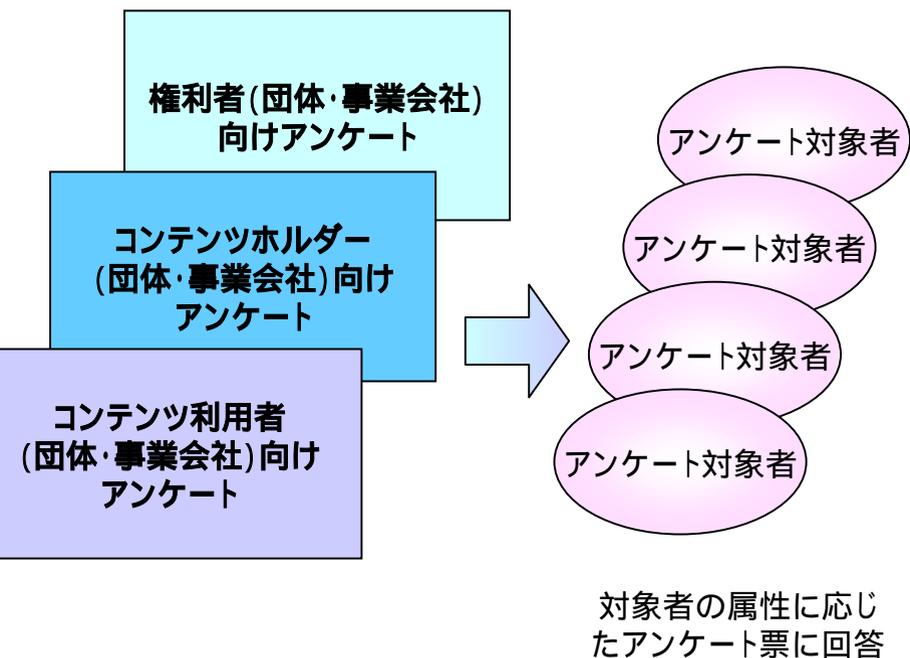
権利者、コンテンツホルダー間での許諾や実績報告に関するやり取りの実態

コンテンツホルダー、コンテンツ利用者間での許諾や実績報告に関するやり取りの実態

コンテンツ管理番号、権利者管理番号の共有化と管理機関の必要性

# アンケートの構成

- 団体や企業により、コンテンツ流通における役割が異なっている。
- このため、本年度のアンケートでは権利団体・コンテンツホルダー・コンテンツ利用者に三分類し、それぞれの役割に応じたアンケートを作成・送付した。



## 権利者:

作詞・作曲家、著者などの著作権者、あるいは俳優等の実演家で、コンテンツ流通に際して許諾を与えたり、収益の一部を受け取る立場の個人、法人、またはそれら個人、法人に代わって手続きをおこなう団体。

## コンテンツホルダー:

制作者、製作者等、流通対象となるコンテンツを制作、製作、所有している事業者、または所有者から信託を受けている事業者。

## コンテンツ利用者:

権利者またはコンテンツホルダーの許諾を得て、直接消費者にコンテンツの提供をおこなう事業者。オンライン配信をおこなうインターネット・サービス・プロバイダーなど。

# アンケート発送状況

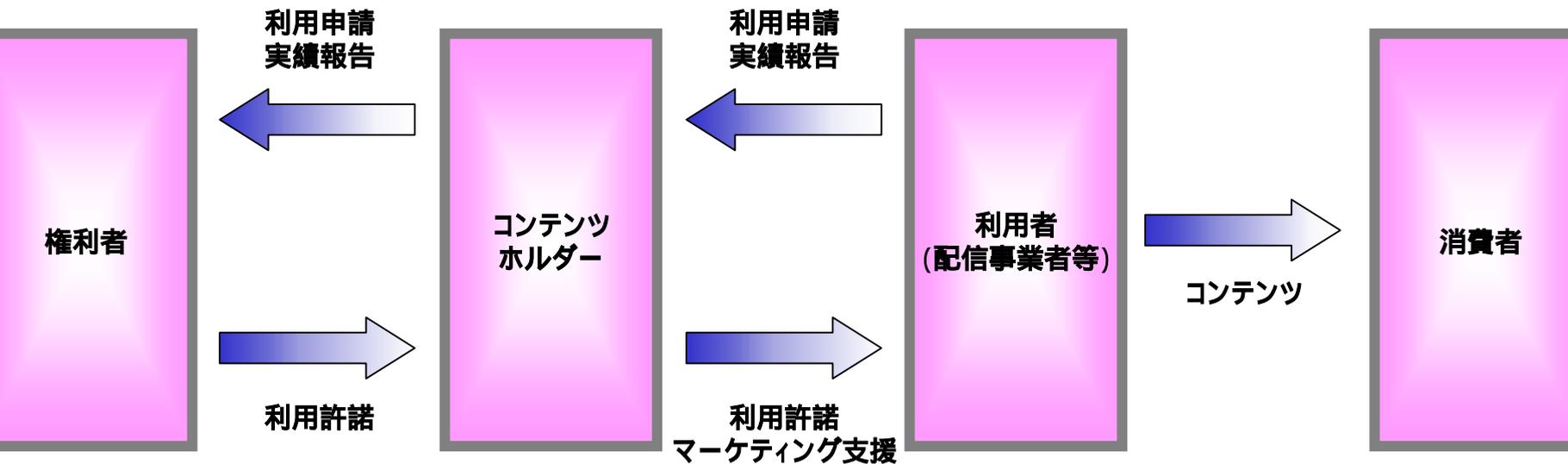
■ 本年度アンケートは、CCD加盟の35団体に協力団体を含め、43名(送付先は重複あり)に送付した。

CCD加盟団体(50音順)		その他の送付先	
(社) 衛星放送協会	(社) 日本音楽著作権協会	(有)アリコシステム	日本ブイ・ティ・アール(株)
(社) 音楽出版社協会	(協) 日本脚本家連盟	(株)インフォシティ	(株)博報堂DYメディアパートナーズ
(社) 音楽電子事業協会	(社) 日本ケーブルテレビ連盟	(株)エフエム東京	ForU Corporation Limited
(社) コンピュータソフトウェア著作権協会	(社) 日本広告業協会	(株)金羊社	(株)リヴシー
CDs21ソリューションズ	(社) 日本雑誌協会	(株)社会情報研究所	Mロティーズ&メリース グローバル
実演家著作隣接権センター	(協) 日本シナリオ作家協会	(株)新東通信	
(社) 全日本テレビ番組製作社連盟	(有中)日本写真著作権協会	(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ	
(財) データベース振興センター	(社) 日本書籍出版協会	(株)セラータムテクノロジー	
(財) デジタルコンテンツ協会	(社) 日本新聞協会	(株)デジタルガレージ	
(社) デジタルメディア協会	日本電子出版協会	(株)テレビマンユニオン	
(社) 電子情報技術産業協会	(協) 日本俳優連合	(株)電通	
(社) 日本印刷産業連合会	(社) 日本美術家連盟	(株)東京サウンドプロダクション	
(協) 日本映画監督協会	日本放送協会	(株)トリニティーセキュリティシステムズ	
(社) 日本映画製作者連盟	(社) 日本レコード協会	(株)ドワンゴ	
(社) 日本映画テレビプロデューサー協会	(社) 日本ポストプロダクション協会	(株)イーライセンス	
(社) 日本映像ソフト協会	(社) 日本民間放送連盟		
日本音楽家ユニオン	(財) マルチメディア振興センター		
日本音楽作家団体協議会			

# アンケート調査結果(1)コンテンツ流通に関わる各レイヤー

- コンテンツ流通は、権利者、コンテンツホルダー、配信事業者等の利用者及び最終的にコンテンツを利用・消費する消費者が存在する。
- これら各レイヤー間の違い、また権利種別により、やり取りされる情報が異なっている。

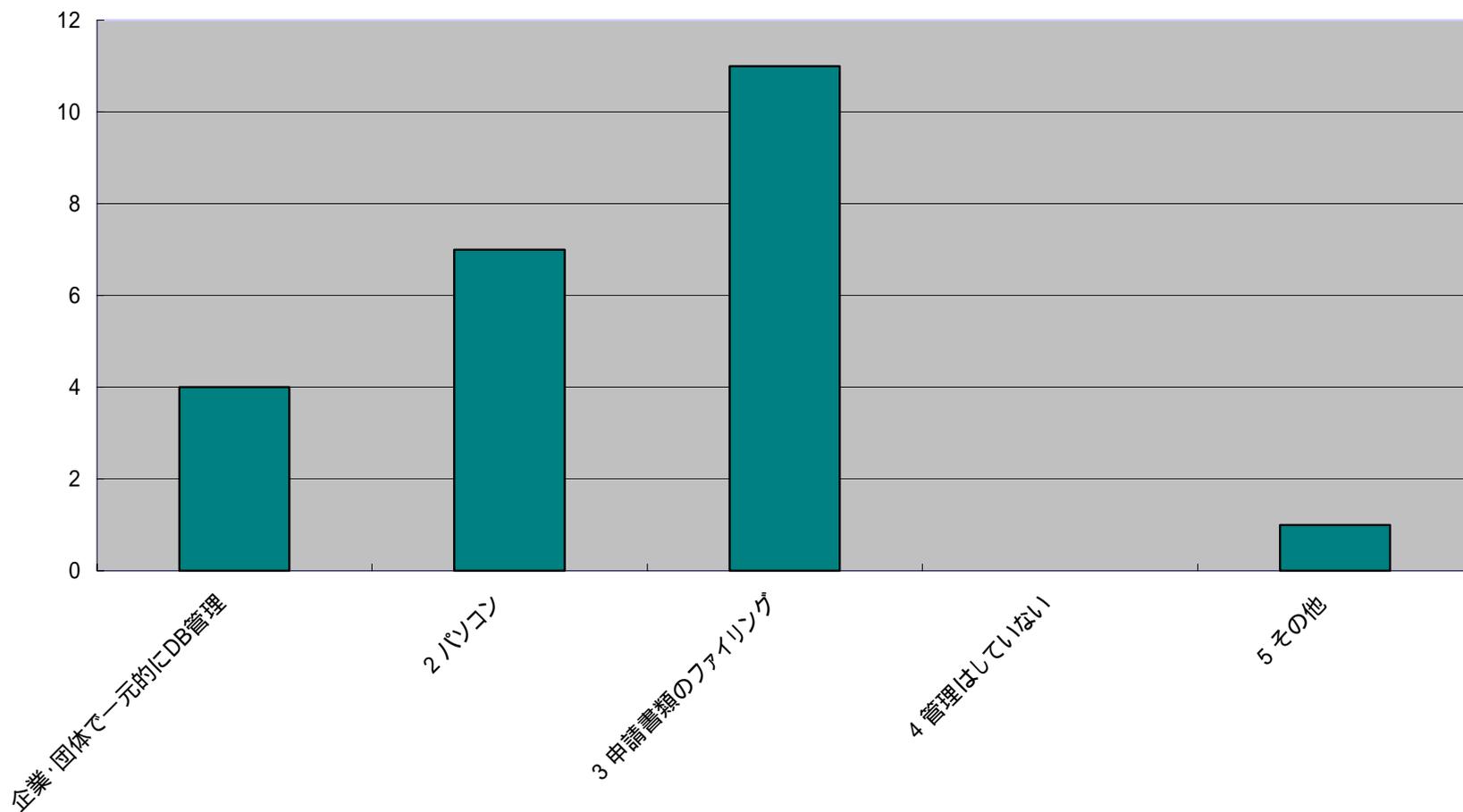
## コンテンツ流通におけるレイヤー間での情報のやり取り



# アンケート調査結果(2)情報のDB化

- 権利者での情報管理は紙のファイリングが多いが、パソコン管理やDB管理の比率も高まってきている。
- 今後、情報管理のDB化が期待される。

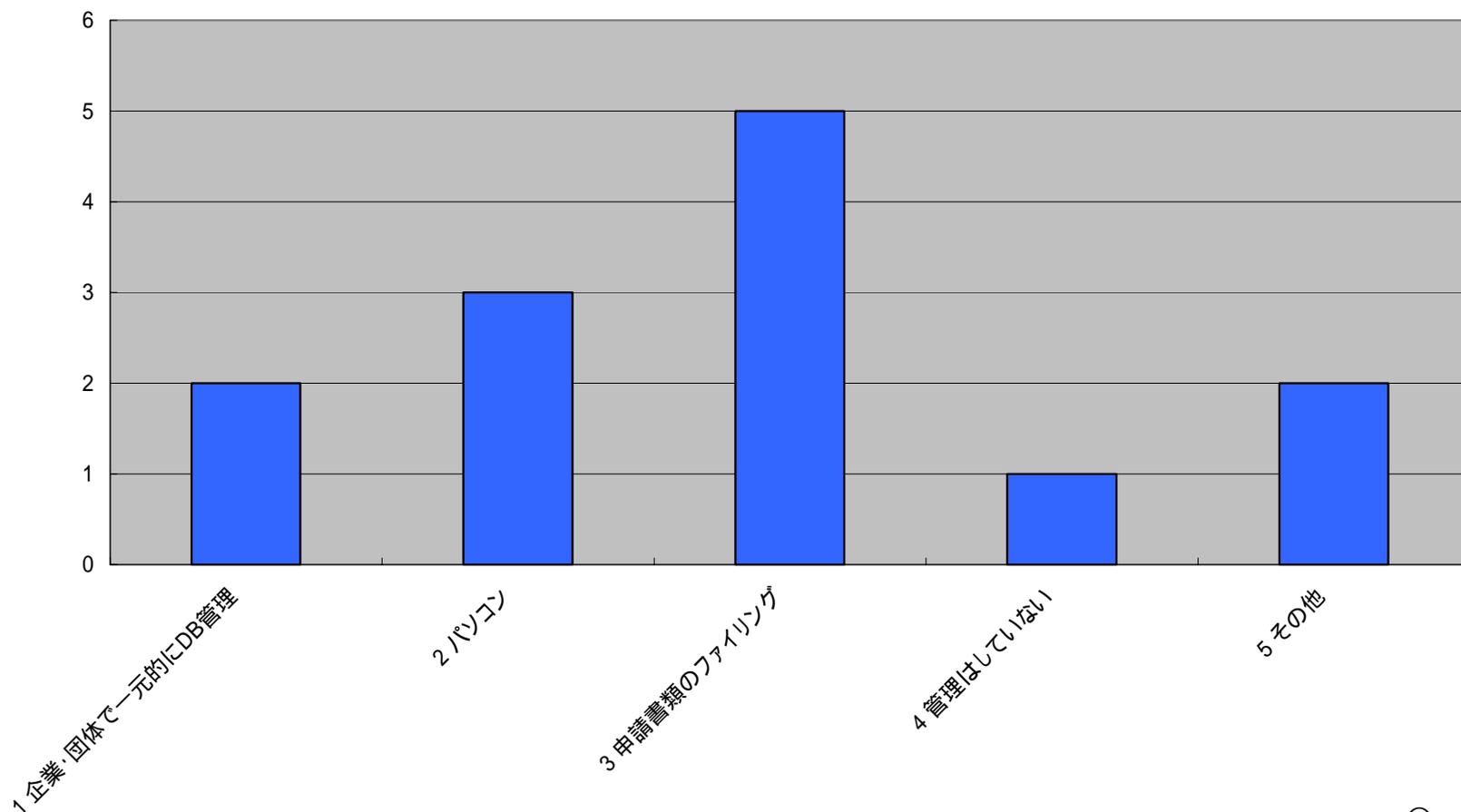
権利者 利用申請情報の管理方法



# アンケート調査結果(2)情報のDB化

- コンテンツホルダーにおいても、許諾に用いた情報のパソコン管理、DB管理が徐々に進みつつある。

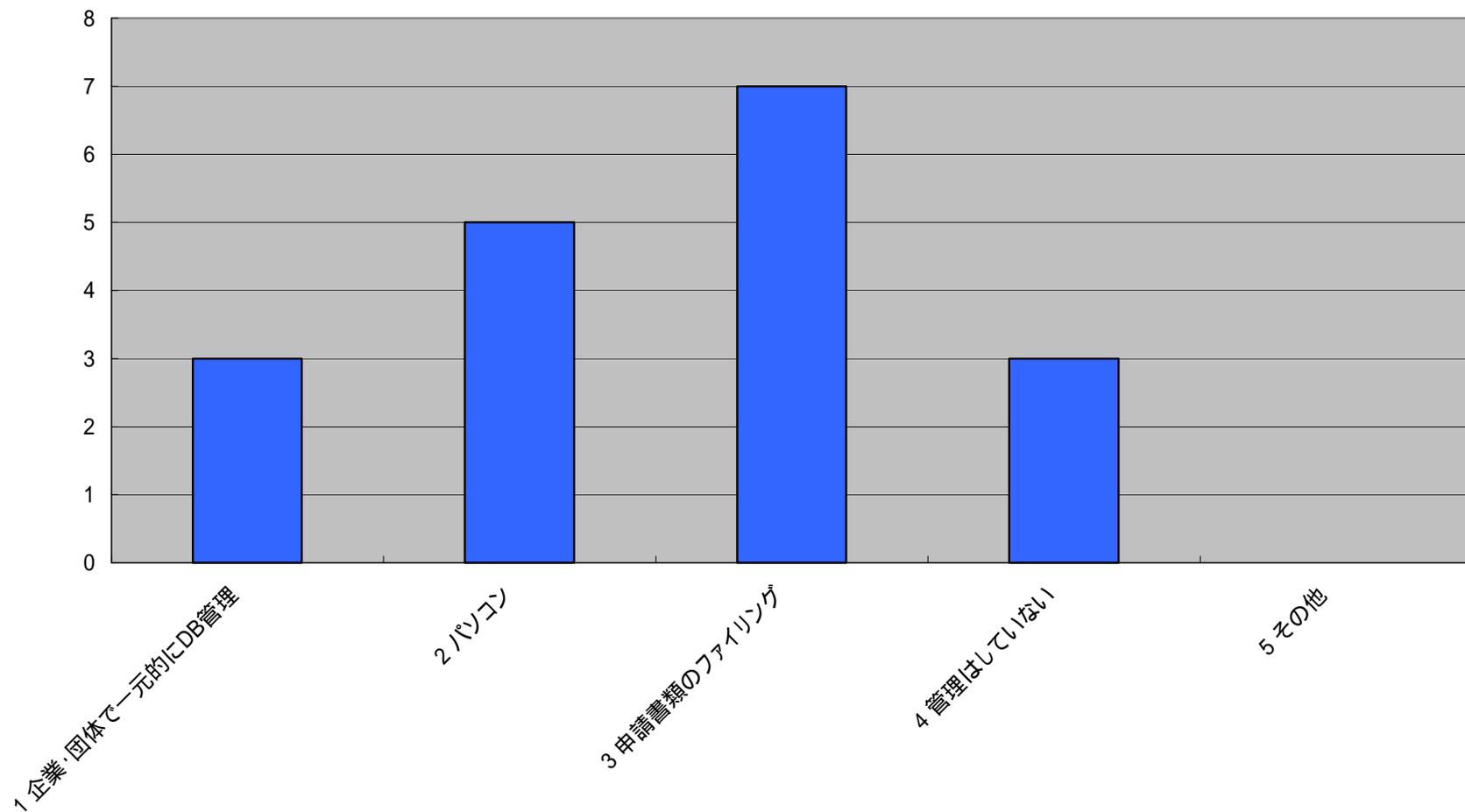
ホルダー 許諾関連情報の管理方法



# アンケート調査結果(2)情報のDB化

- 利用者においても権利者、ホルダーと同様の情報管理形態となっている。紙ベースのファイリングが中心だが、パソコン管理やDBによる一元管理も進められている。

利用者 許諾関連情報の管理方法



# アンケート調査結果(3) レイヤーにおける情報の差異

## ■ 権利者 - コンテンツホルダー間

- 利用申請と実績報告という形で情報のやり取りがおこなわれる。
- 権利者の取り扱う権利種別により、さまざまな情報項目がやり取りされている。また取引に関する情報は当事者間のみで共有される。

種別	利用申請(ホルダー 権利者)	実績報告(ホルダー 権利者)
音楽著作権	<ul style="list-style-type: none"><li>● 利用楽曲名</li><li>● 利用目的</li><li>● 利用期間</li><li>● 利用条件</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 作品コード(コンテンツID)</li><li>● 権利者名</li><li>● 作品名</li><li>● 利用件数</li><li>● 支払金額</li></ul>
脚本等の文芸利用	<ul style="list-style-type: none"><li>● コンテンツ名</li><li>● 作品番号(製品番号)</li><li>● コンテンツ利用者名</li><li>● 利用目的</li><li>● 利用期間</li><li>● 利用条件</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 左記に加え、</li><li>● 利用実績</li><li>● 分配金額</li></ul>
実演	<ul style="list-style-type: none"><li>● コンテンツ名</li><li>● コンテンツ利用者名</li><li>● 利用目的</li><li>● 利用期間</li><li>● 利用条件</li><li>● 出演者名 (収録日情報が必要だが、現在は満たされていない)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 販売実績明細</li><li>● 利用料明細</li></ul>
映像作品	<ul style="list-style-type: none"><li>● コンテンツ名</li><li>● コンテンツ利用者名</li><li>● 利用目的</li><li>● 利用期間</li><li>● 利用条件</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 使用秒数</li><li>● 使用カット数</li></ul>

# アンケート調査結果(3)レイヤーにおける情報の差異

## ■ コンテンツホルダー - 利用者間

- 権利者 - ホルダー間と同様、利用申請と実績報告という形で情報のやり取りがおこなわれる。
- 特に利用申請においては、権利者がビジネス面での判断がおこなえるよう、マーケティング情報がやり取りされる例が見られる。

	利用申請(利用者 ホルダー)	実績報告(利用者 ホルダー)
取引関連情報	<ul style="list-style-type: none"><li>• コンテンツ名</li><li>• 利用目的</li><li>• 利用期間</li><li>• 使用条件</li><li>• 販売価格</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• コンテンツ名</li><li>• 販売数量</li><li>• 支払金額</li><li>• 支払日</li></ul>
マーケティング関連情報	<ul style="list-style-type: none"><li>• 配信(放送)規模</li><li>• コンテンツ提供に関するメリット</li><li>• プロモーションプラン</li></ul>	

# アンケート調査結果(3) レイヤーにおける情報の差異

## ■ コンテンツ配信事業者 - 消費者間

- コンテンツ利用者(配信事業者等)から消費者に対して、コンテンツの内容に関する各種情報が提供される。
- 利用者がこれら情報を提供するため、許諾時にコンテンツホルダーから利用者に対して詳細なコンテンツ関連情報が提供されていることが想定される。

	利用申請(利用者 消費者)	
取引関連情報	コンテンツ名	75%
	コンテンツ種別	66.7%
	コンテンツホルダー名	66.7%
	制作年月日	41.7%
	利用料金・サービス体系	58.3%
	作品概要	66.7%
	出演者名	41.7%
	主なスタッフ名	50%
	作者名	33.3%
	素材コンテンツ	50%
	関連作品名	41.7%
	関連作品概要	41.7%

# アンケート調査結果(4) やり取りされる情報の整理

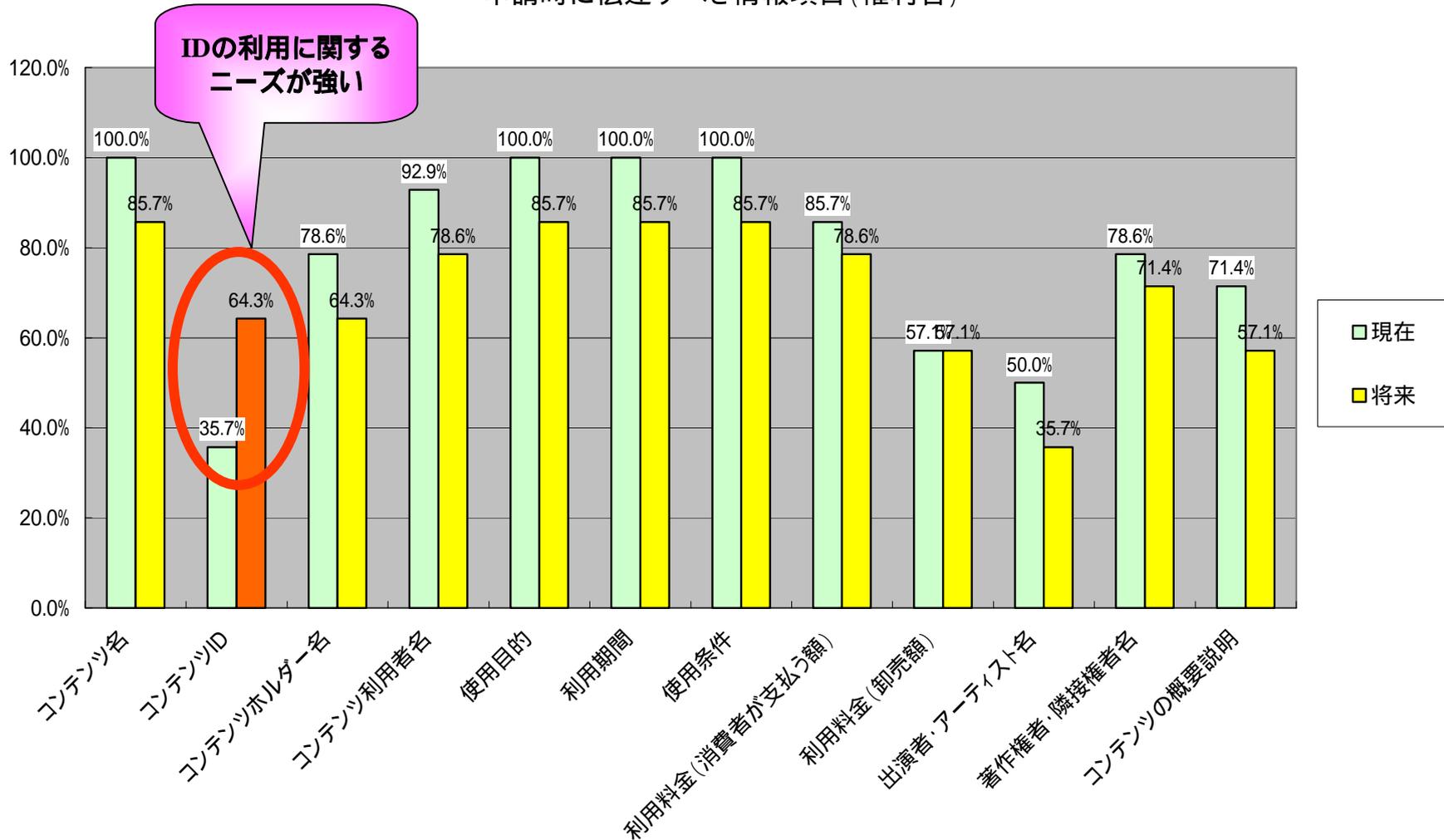
- コンテンツ流通に際して必要となる情報項目(メタデータ)は、「必須項目」と「重要項目」、及び「参考情報」に整理できる。
- このためコンテンツ流通のための情報共有ではあらゆる情報を共有・公開するのではなく、コンテンツID等の必須項目をキーとして、それぞれのレイヤーごと、事業者ごとに適切な情報共有ができる仕組みが求められる。

種別	定義	具体的な項目種別
必須項目	<ul style="list-style-type: none"><li>• 権利者 - ホルダー間、ホルダー - 利用者間で、利用申請や実績報告のために業務上不可欠な情報</li><li>• 事業者の属性や種別に関わらず、共通して取り扱われるべき項目</li></ul>	コンテンツ名 コンテンツID(まだ一部事業者での使用に留まるが、使用している事業者にとっては必須となっている)
重要項目	<ul style="list-style-type: none"><li>• 権利者 - ホルダー間、あるいはホルダー - 利用者間で、それぞれの業務上必要となる情報項目</li><li>• 事業者の属性や種別、対象業務により重要項目は異なる場合がある</li></ul>	使用目的 使用期間 使用条件 利用条件 著作権者・隣接権者名(特に権利団体) etc.
参考情報	<ul style="list-style-type: none"><li>• 必要不可欠ではないが、マーケティングや業務の効率化のためにあると望ましい情報項目</li><li>• 事業者の属性や種別、対象業務による異なる</li></ul>	利用対象地域(コンテンツホルダー) 消費者属性(コンテンツホルダー) etc.

# アンケート調査結果(5)IDに関して～権利者 - ホルダー間～

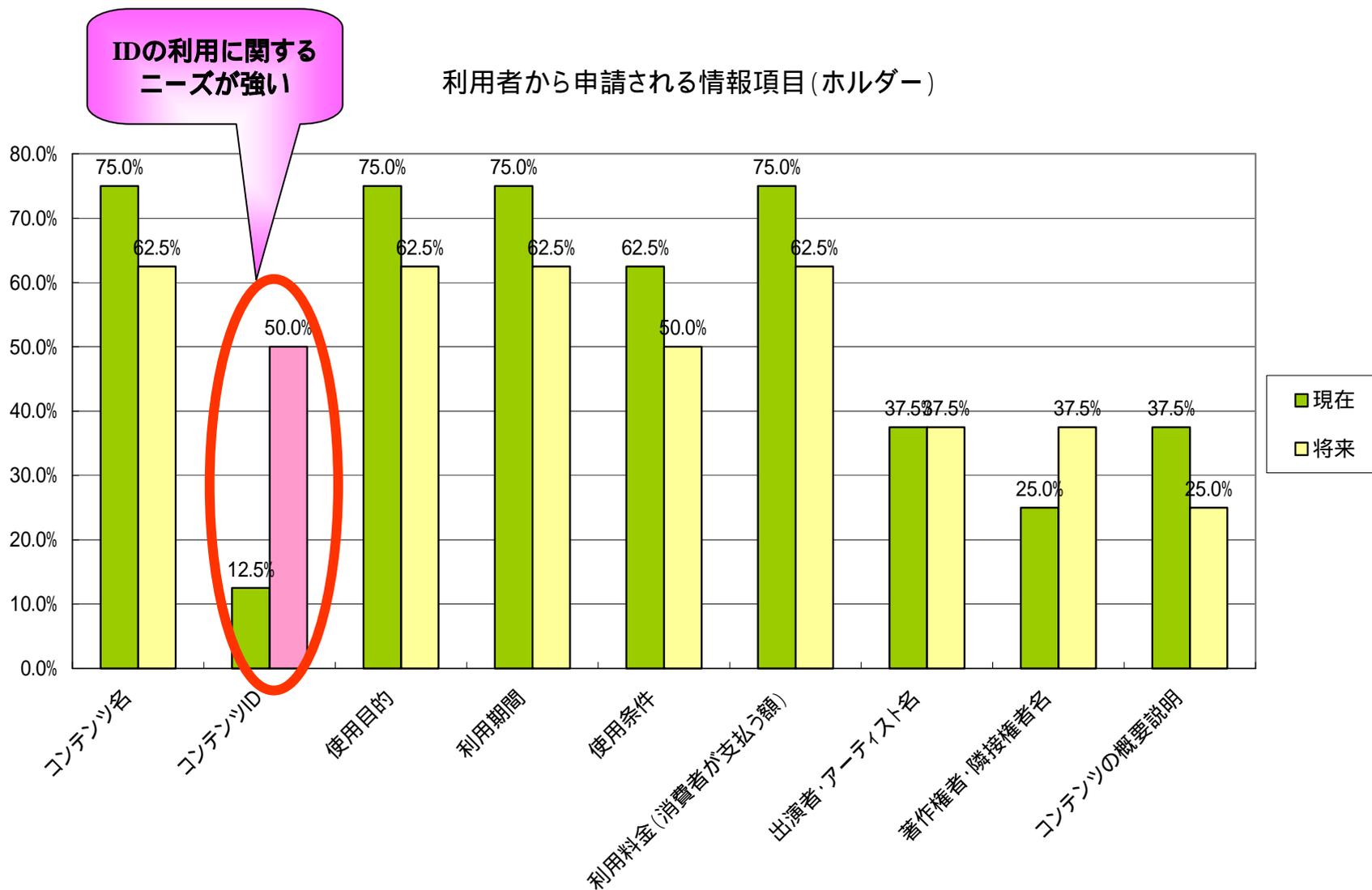
■ コンテンツの利用許諾に関し、権利者とコンテンツホルダーとの間でIDのやり取りをおこなうことについてのニーズが見られる。

申請時に伝達すべき情報項目(権利者)



# アンケート調査結果(5)IDに関して～ホルダー～利用者間～

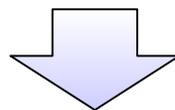
■ コンテンツホルダーも、利用者からIDと合わせて申請を受けたいというニーズが強い。



# アンケート調査結果(6)IDに関して～共通化に対する認識～

- コンテンツID、権利者IDの共通化の必要性に関する共通認識が形成されてきている。
- 権利者IDやコンテンツIDの登録・管理機関については共通化それ自体よりも必要性は低いが、必要性を感じている事業者も多い。

	権利者	コンテンツホルダー	コンテンツ利用者
コンテンツ管理番号を統一した番号として扱う	89%	100%	92%
コンテンツ管理番号の登録機関の必要性	72%	100%	85%
権利者管理番号を統一した番号として扱う	94%	90%	92%
権利者管理番号の登録機関の必要性	72%	90%	85%



- 既存団体のIDを共通IDとして用い、既存団体を登録機関とするニーズが強い
  - すでに管理番号を持っている団体では、自団体の管理番号をオーソライズする機能を求めている
  - 自分で管理番号を持たない団体では、他の団体の管理番号を共通番号としてオーソライズすることを期待している

# アンケートから得られた方向性

- 本年度アンケートではコンテンツ流通を促進するための情報活用・相互利用のあり方として、四つの方向性が明確になった。

各団体・事業者が管理する情報の整備・DB化

情報開示のためのルール作り

コンテンツ流通の促進に求められる情報活用・相互利用のあり方

IDによる情報共有の推進

必須の情報項目を共有する必要性

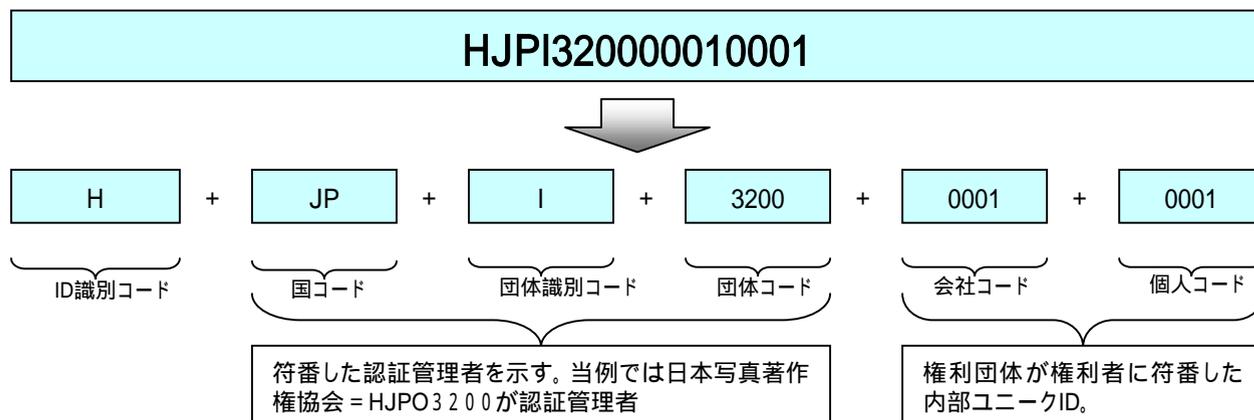
# CCD IDモデル

# CCD IDモデルの検討(権利者ID)

# CCDで昨年度提案された共通権利者IDの構造

- 昨年度CCDでは、権利者のIDを共有するためのコード体系・ルールを提案した。
- このコード体系では、デジタルコンテンツの流通に関わる関係者を、権利者群とコンテンツ利用者群、配信事業者群(放送事業者を含む)に分類し、これらの関係者及び所属する団体、会社、個人を一意に特定できるIDを付番する。

## ID符番体系



### ID識別コード

コンテンツ権利者	Contents Holder	H
コンテンツ使用者	Contents User	U
配信・放送事業者	Distributor	D

### 国コード

国	Country	ISO 3136形式
---	---------	------------

### 団体識別コード

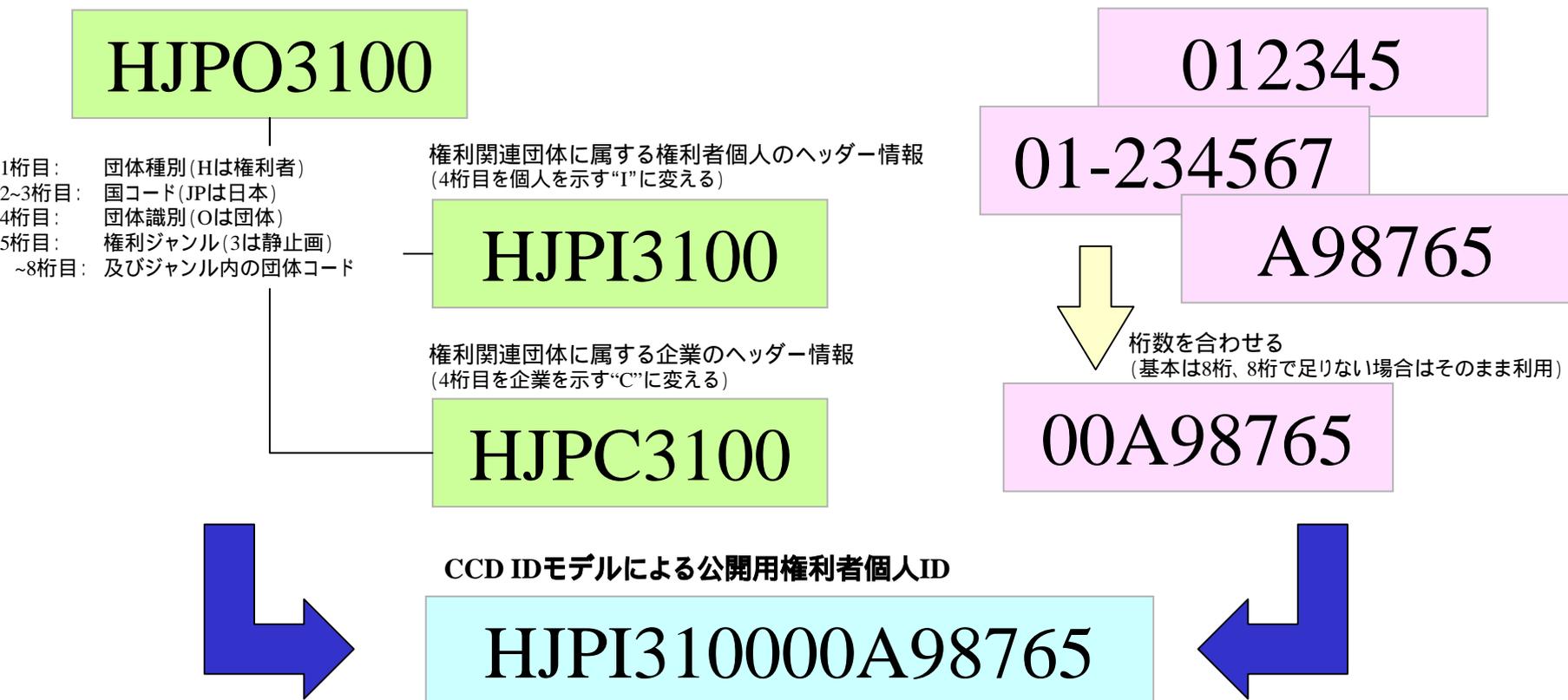
団体	Organization	O
企業	Company	C
個人	Individual	I

# 共通権利者団体IDを機軸とした法人、個人会員番号の展開活用例

- 本年度はCCD IDモデルに基づく権利者IDの適用を進めるために各団体に働きかけ、第一ステップとしてCCD会員団体を中心に8桁の共通権利者団体IDの付与を進めている。
- この権利者団体IDを確定することにより、団体内法人(C)、個人(I)への拡張利用が容易となる。

権利関連団体を特定するためのヘッダー情報(団体ID)

団体内で用いている管理ID(任意の体系)



# 本年度活動による共通権利者団体IDの浸透

- 昨年度の提言に基づき、共通の権利者IDを必要とする権利者団体においてCCD IDモデルに基づく共通権利者団体IDの付与が進んでいる。
- この流れが強まり、権利処理における標準的なIDとして活用されることが期待される。

## <写真・美術分野>

- 昨年度より、ジャンル3に位置付けられた写真・美術分野の権利団体群で本ID体系が採用されており、既存団体で付与されている個人会員IDの共通流用も実用化されている。
- また、法人会員IDの流用も現在検討されている。

## <その他>

- 本年度、ジャンル1の文藝・脚本・シナリオ、ジャンル5の実演、ジャンル6の一部である広告、ジャンル7の制作技術に属する団体群において、共通権利者団体IDの採用に向けて具体的検討に着手した。
- ジャンル2の音楽ではオープンプロジェクトアンケートに協力頂いた著作権管理事業者より共通権利者法人会員IDの取得希望がCCDオープンプロジェクトに申請された。

# CCD IDモデル 共通権利者団体IDの進捗状況(1)

ジャンル		ID検討案(団体ID部分)	関連団体	
<ジャンル1> 文芸・脚本	文芸 脚本・シナリオ	HJPO1100 HJPO1200 HJPO1300	日本文藝家協会 (協)日本脚本家連盟 (協)日本シナリオ作家協会	
<ジャンル2> 音楽	著作者 (作詞・作曲)	HJPO2 ~	(社)日本音楽著作権協会 (社)音楽出版社協会 (株)イーライセンス (株)JRC (株)ダイキサウンド など	JASRAC MPA
	製作者・制作者 (プロデューサー・ 原盤出資)		(社)日本レコード協会 (社)音楽出版社協会 など	RIAJ MPA

-  CCD IDモデルの導入済
-  CCD IDモデルの導入を検討

# CCD IDモデル 権利者団体IDの進捗状況(2)

■ ジャンル3の静止画分野においては、美術・写真・グラフィック・漫画の各団体が共通権利者団体IDを持ち、実業務に活用している。

ジャンル		ID付与案(団体ID部分)	関連団体	
<ジャンル3> 静止画	美術	HJPO3101	(社)日本美術家連盟	美連
	写真	HJPO3200	(有中)日本写真著作権協会	JPCA
		HJPO3201	(社)日本写真家協会	JPS
		HJPO3202	(社)広告写真家協会	APA
		HJPO3203	(社)日本写真文化協会	文協
		HJPO3204	全日本写真連盟	全日写連
		HJPO3205	日本肖像写真家協会	日肖写
		HJPO3206	日本写真作家協会	JPA
		HJPO3207	(社)日本婚礼写真協会	婚写協
	グラフィック	HJPO3301	日本美術著作権連合	JAGDA 理科美 JPAL 図書設計 TIS 童美連
HJPO3302		(社)日本グラフィックデザイナー協会		
HJPO3303		日本理科美術協会		
HJPO3304		日本出版美術家協会		
HJPO3305		日本図書設計家協会		
HJPO3306		東京イラストレーターズソサエティ 日本児童出版美術家連盟		
漫画	HJPO3401			

 CCD IDモデルの導入済

 CCD IDモデルの導入を検討

# CCD IDモデル 権利者団体IDの進捗状況(3)

ジャンル		ID付与案 (団体ID部分)	関連団体	
<ジャンル4 > 動画	製作者・制作者	HJPO4 ~	(社)日本映画製作者連盟 日本放送協会 (社)日本民間放送連盟 (社)日本映像ソフト協会	映連 NHK 民放連 JVA
			日本映画TVプロデューサー協会 日本映画製作者協会	ANPA
	(社)全日本テレビ番組製作者連盟		ATP	
	(有中)日本動画協会		AJA	
制作技能  監督・撮影・照明・美術 編集・スクリプター・録音	映像職能連合 (協)日本映画監督協会 日本映画撮影監督協会 (協)日本映画・テレビ美術監督協会 (協)日本映画・テレビ録音協会 (協)日本映画・テレビ編集協会 (協)日本映画・テレビスクリプター協会 (協)日本映画・テレビ照明協会			



CCD IDモデルの導入済

CCD IDモデルの導入を検討

# CCD IDモデル 権利者団体IDの進捗状況(4)

ジャンル		ID付与案(団体ID部分)	関連団体	
<ジャンル5> 実演	実演	HJPO5100 HJPO5101 HJPO5102 HJPO5103	日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター (社)日本音楽事業者協会 (社)音楽制作者連盟	芸団協 CPRA JAME FMP
	音楽実演	HJPO5201	演奏家権利処理合同機構	MPN
	映像実演	HJPO5301	映像実演権利者合同機構	PRE
	音声実演	HJPO5401	(有中)日本音声製作者連盟	JAPA
<ジャンル6> メディア・広告	新聞	HJPO61~	(社)日本新聞協会	
	書籍・雑誌	HJPO62~	(社)日本書籍出版協会 (社)日本雑誌協会	書協
	放送	HJPO63~	日本放送協会 (社)日本民間放送連盟 (社)日本ケーブルテレビ連盟 (社)衛星放送協会	NHK 民放連
	広告	HJPO6401 HJPO6402 HJPO6403 HJPO6404	(社)日本広告主協会 (社)日本広告業協会 (社)全日本広告連盟 (社)日本雑誌広告協会	

 CCD IDモデルの導入済

 CCD IDモデルの導入を検討

# CCD IDモデル 権利者団体IDの進捗状況(5)

ジャンル		ID付与案(団体ID部分)	関連団体	
<ジャンル6> メディア・広告	広告	HJPO6405	日本ABC協会	*04年解散
		HJPO6406	日本広告審査機構	
		HJPO6407	日本マーケティング協会	
		HJPO6408	日本マーケティング・リサーチ協会	
		HJPO6409	日本パブリック・リレーションズ協会	
		HJPO6410	日本テレビコマーシャル制作社連盟	
		HJPO6411	日本POP広告協会	
		HJPO6412	日本広告制作協会	
		HJPO6413	日本産業広告協会	
		HJPO6414	IAA日本国際広告協会	
		HJPO6415	公共広告機構	
		HJPO6416	広告業協同組合	
		HJPO6417	新聞案内広告協会	
		HJPO6418	放送広告代理店中央連盟	
		HJPO6419		
		HJPO6420	東京屋外広告協会	
		HJPO6421	全日本シーエム放送連盟	
		HJPO6422		
		HJPO6423	全日本屋外広告業団体連合会	
		HJPO6424	全日本ネオン協会	
HJPO6425	インターネット広告推進協議会			

日本生活情報紙協会

日本広告制作者連盟

CCD IDモデルの導入を検討

CCD IDモデルの導入を検討

# CCD IDモデル 権利者団体IDの進捗状況(6)

ジャンル		ID付与案(団体ID部分)	関連団体	
<ジャンル7> 制作技術・支援	全般(音楽・映像)	HJPO7101	(社)日本ポストプロダクション協会	JPPA
	音楽	HJPO7201 HJPO7202	日本音楽スタジオ協会 日本ミキサー協会	JAPRS JAREC
	実演支援		音楽事業者連盟 日本芸能マネージメント事業者協会	音事連
<ジャンル8> プログラム	全般	HJPO8~	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 (財)デジタルコンテンツ協会 (社)デジタルメディア協会 (財)データベース振興センター	ACCS DCAJ AMD
	ゲーム		(社)コンピュータエンターテインメント協会	CESA
	出版		日本電子出版協会 (社)日本印刷産業連合会	JEPA 日印産連
	音楽		(社)音楽電子事業協会	AMEI
	技術標準		(社)電子情報技術産業協会 CDs21ソリューションズ	JEITA



CCD IDモデルの導入済



CCD IDモデルの導入を検討

**来年度検討予定のCCD IDモデル例(コンテンツID)**

# CCD IDモデルにおけるコンテンツIDの考え方

- 本年度の検討の中で、参加団体から権利者IDと同様にコンテンツIDに関するCCD IDモデルの検討の要請があった。
- 具体的な内容は来年度に検討するが、権利者IDと同様の考え方に基づくシミュレーションモデルを紹介する。
- このモデルは権利者IDと同様に既存の各団体で発行されたID体系を利用し、かつユニーク性を担保できる構造を想定している。

コンテンツ属性・発行者を特定するためのヘッダー情報

IPJP01

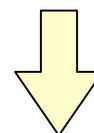
- 1~2桁目: コンテンツ種別 (IPは写真)
- 3~4桁目: 国コード (JPは日本)
- 5~6桁目: IDセンターコード

団体内で用いている作品管理ID(任意の体系)

012345

01-234567

A98765

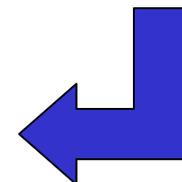
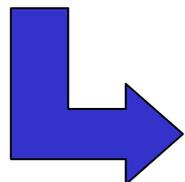


桁数を合わせる  
(基本は10桁、10桁で足りない場合はそのまま利用)

0000A98765

CCD IDモデルによる公開用コンテンツID(案)

IPJP010000A98765



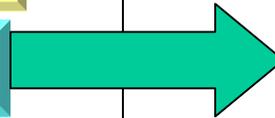
# 来年度検討予定のCCD IDモデル(コンテンツID)の構造

## 共通コンテンツID体系

コンテンツ識別ヘッダー(2桁)

国コード(2桁) + センターコード(2桁)

ユニークコード(10桁)



## <コンテンツ識別ヘッダー コード体系>

第一分類	第二分類		
音 (Sound)	音楽	SM (Sound Music)	
	ドラマ	SD (Sound Drama)	
	番組	SP (Sound Program)	
	講演	SS (Sound Speech)	
	情報	SN (Sound News)	
	CM	SA (Sound Ad)	
	効果音	SE (Sound Effect)	
	その他録音物	SO (Sound Object)	
	映像 (Visual)	音楽	VM (Visual Music)
		ドラマ	VD (Visual Drama)
番組		VP (Visual Program)	
講演		VS (Visual Speech)	
情報		VN (Visual News)	
CM		VA (Visual Ad)	
その他素材		VO (Visual Object)	
漫画		VC (Visual Comic)	
書籍 (Text)		音楽	TM (Text Music)
			TC (Text Composite)
		TL (Text Lyrics)	
	ドラマ	TD (Text Drama)	
	論評	TR (Text Review)	
	論文	TT (Text Thesis)	
	情報	TN (Text News)	
	イメージ (Image)	漫画	ID (Image Drama)
			IC (Image Comic)
		写真	IP (Image Photo)
イラスト・絵画		II (Image Illustration)	
広告		IA (Image Ad)	
その他素材		IO (Image Object)	
プログラム (Program)	ゲーム	PG (Program Game)	
	ソフトウェア	PS (Program Soft)	
原著作物		OW (Original Work)	

## コンテンツ識別ヘッダーによる細分化されたコンテンツの識別

映像ソフト「A」 VDJP0100000000001

シナリオ「A」 TDJP0100000000001

情報秘話「A」 TNJP0100000000001

主題歌・楽曲「A」 SMJP0100000000001

主題歌・プロモーションビデオ「A」 VMJP0100000000001

ドラマプロマイド写真「A」 IPJP0100000000001



ドラマ「A」

から派生する

コンテンツ群

# 共通コンテンツIDの付番案

## 既存CM共通コード(所謂10桁CMコード)の拡張活用・展開案

コンテンツ種別	コンテンツID案	備考
テレビCM(動画CM)	VAJP01XXXX000001	タレント HJPI5101XXXXXXXX
ラジオCM(音声CM)	SAJP01XXXX000002	タレント HJPI5101XXXXXXXX
新聞・雑誌広告(静止画CM)	IAJP01XXXX000003	タレント HJPI5101XXXXXXXX
広告内写真素材	IPJP010000000001	写真家 HJPI3101XXXXXXXX タレント HJPI5101XXXXXXXX
広告内CM音楽	SMJP0100001S0385	タレント HJPI5101XXXXXXXX

# 共通コンテンツIDの付番案

## DVD内収容 複合コンテンツ(音楽・映像)への展開案

ウルトラマンゼアス(円谷プロダクション バンダイビジュアル 電通他) DVD【品番】BCBS - 1964 2004.8.27 発売

	コンテンツ種別		コンテンツID案	備考	
映像	本編1「ウルトラマンゼアス」		VDJP010000004884	(品番を活用した場合:VDJP01BCBS196401)	
	本編2「ウルトラマンゼアス2」		VDJP010000004885	(品番を活用した場合:VDJP01BCBS196402)	
	特典映像1「ウルトラマンゼアス」特典映像		VDJP010000004886	(品番を活用した場合:VDJP01BCBS196403)	
	特典映像2「ウルトラマンゼアス2」特典映像		VDJP010000004887	(品番を活用した場合:VDJP01BCBS196404)	
	特典映像3 特報集		VDJP010000004888	(品番を活用した場合:VDJP01BCBS196405)	
	特典映像4 出光CM集		VDJP010000004889	(品番を活用した場合:VDJP01BCBS196406)	
		NEW出光カード 「出光でひくひく(ゼアスのおしり)」	30秒 (95 / 11)	VAJP010019C9511A	(CM共通コード(10桁コード)を活用)
		出光ゼアス 「がんばれゼアス」	30秒 (95 / 11)	VAJP010019G9511A	(CM共通コード(10桁コード)を活用)
		出光ゼアス 「ゼアスが見た風景」	30秒 (96 / 06)	VAJP010019G9606A	(CM共通コード(10桁コード)を活用)
		NEW出光カード 「出光カードのあの人は」	30秒 (96 / 10)	VAJP010019C9610A	(CM共通コード(10桁コード)を活用)
音楽	シュワッチ!ウルトラマンゼアス		SMJP010002990899	(品番を活用した場合:SMJP01BCBS196401)	
	MYDO出撃のテーマ		SMJP010002990900	(品番を活用した場合:SMJP01BCBS196401)	

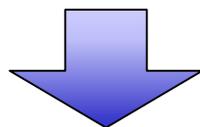
まとめ

# 本年度取組の成果(1)昨年度提言の具体化

- 本年度のCCDの活動を通じて、コンテンツ流通促進のための昨年度提言の方向性が正しく、かつ現実に即したものであることが確認できた。

## 昨年の3本柱の確認・深耕

提言1:	ID付与を前提としたDB (作品・権利者名簿)の構築の推進	認識の確認・DB化の着手
提言2:	既存IDの活用	既存IDに基づく共通化への着手
提言3:	権利者 利用者間の工夫の創造	工夫のシミュレーション・方向性の例示



各団体のコンテンツDB、権利者DBの  
構築情報共有の促進

CCD IDモデルの提案

# 本年度取組の成果(2) 当事者間での主体的取組の進展

- さらに、CCDでの検討を受けて、権利情報の共有を実現するための幅広い取組みが進展している。

CCD IDモデルに基づく  
共通ID体系採用の進展

- <ジャンル1>
  - 文藝・脚本3団体へのCCD IDモデルに基づく権利団体IDの検討
- <ジャンル3>
  - 美術・写真・グラフィック分野における、CCD IDモデルに基づく権利団体IDの付与
  - 各権利団体所属権利者に対する、CCD IDモデルに基づく権利者ID付与
  - 団体会員法人に対するCCD IDモデルに基づく権利者IDの検討
- <ジャンル4>
  - 日本映像ソフト協会において、CCDIDモデル導入の検討
- <ジャンル5>
  - 実演家団体へのCCD IDモデルに基づく権利団体IDの検討
- <ジャンル6>
  - 広告業界団体へのCCD IDモデル導入の検討
- <ジャンル7>
  - 制作技術業界団体へのCCD IDモデルに基づく権利団体IDの検討

権利団体による  
権利者情報DB化・公開の進展

- <CPRA>
  - 実演家情報の公開に向けた権利者DBの整備に着手
- <JPCA>
  - 写真家情報と作品を連携したDBの運用と公開を開始

権利団体・事業者団体による  
コンテンツ情報DB化・公開の進展

- <JVA>
  - ビデオ・DVD作品情報のDB化の開始と、一般への開示に向けた体制整備
- <JAAA>
  - 関係各社間での情報共有を目的とした広告作品データベースの整備

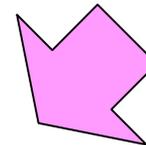
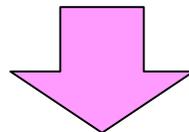
# コンテンツ流通を取り巻く外部環境との連携

- また本年度はCCDの検討に基づき、技術陣営においてもコンテンツ流通環境整備や、ID化を促進する取組みが進んできた。

オープンプロジェクト参加法人による外部への働きかけ

コンテンツ利用機器やデバイス  
・DRMとコンテンツIDとの連携

配信サービス事業者における問題意識の顕在化



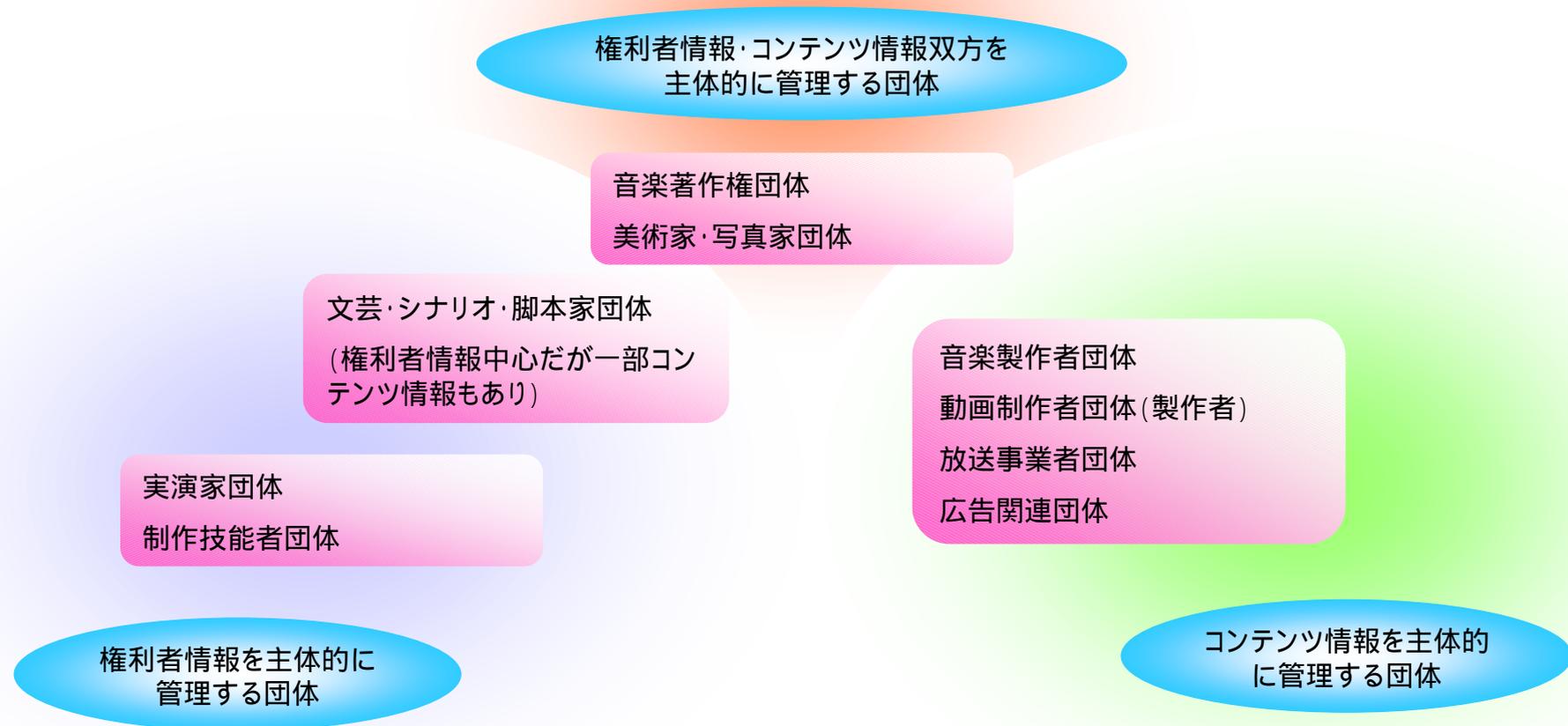
- JEITAでは、IEC\*でDRMの国際標準化を進めるにあたり、各国に理解を求めるための解説を、10月に韓国ソウルで行っている。この中で、CCDの提言・報告書(英語版)を参照し、CCDをトリガーとした権利者・コンテンツホルダーサイドと連携した「許諾コード」の標準化の必要性についても言及している。  
(コンテンツ制作・権利者サイドと機器製造技術標準化団体サイドの間に共通インターフェイスの構築の必要性を解説)
- 上記に続いて、昨年12月、IECで日本からの「許諾コード」の標準化提案が受理され、本年より標準策定活動が活発化している。CCDとしてもこの動きを有効に活かすのが得策であると思われる。  
(CCD、IEC連携に対する期待)

IEC:International Electrotechnical Commission 国際電気標準会議

電気、電子、通信、原子力などの分野で各国の規格・標準の調整を行なう国際機関。1906年に設立され、1947年以降はISOの電気・電子部門を担当している。本部はスイスのジュネーブ。

# 本年度検討で得られた結論(1) 権利者ID・コンテンツIDの違い

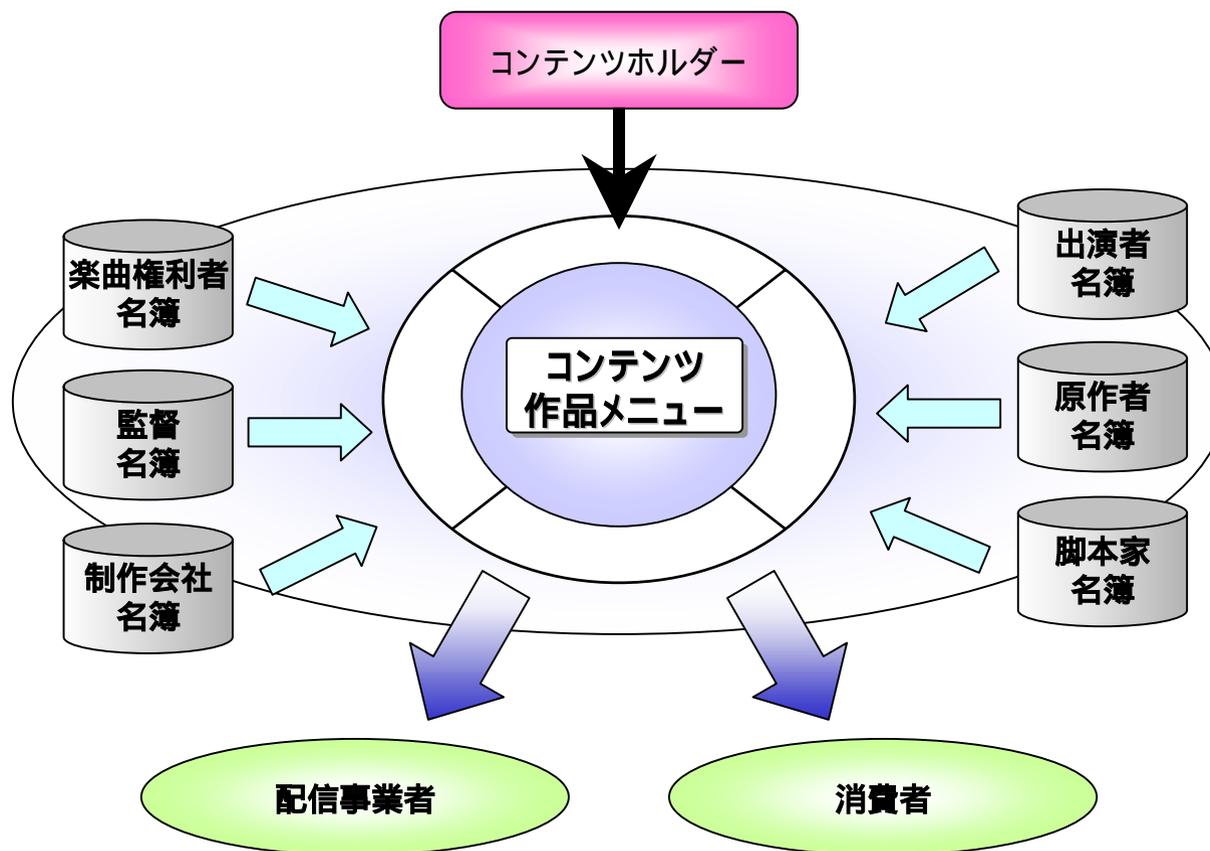
- コンテンツ流通の場で必要となる情報には権利者情報とコンテンツ情報があるが、団体・業界により、取り扱う情報や必要とされるIDが異なることが明らかになった。
- このため、情報共有やIDの共通化においては、団体ごとの属性やニーズを踏まえた導入が必要となる。



# 本年度検討で得られた結論(2) 当事者による取組の重要性確認

- 権利者情報やコンテンツ情報は、コンテンツ流通に関わる団体や組織が権利処理や流通、実績報告等の業務の中で整備し、やり取りをしているという実態がある。
- このため、当事者が主体的に情報整備を進めることが権利情報共有の推進には不可欠であり、本年度の取組をさらに幅広く展開していくことが求められる。

## 各権利者の主体的な参加による権利情報の整備



# 本年度検討で得られた結論(3) 権利情報利用場面の具体化

- 権利情報の整備と合わせ、共有化された権利情報を実際に活用していく場面を増やし、実業務で不可欠な存在としていくための取組が必要となる。

## 想定される権利情報利用例

### コンテンツ流通促進のためのマーケティング情報としての利用

- 配信事業者、消費者向けのコンテンツ情報、付加情報提供
- コンテンツ情報・権利情報に紐づいた関連コンテンツの利用促進

### コンテンツ再生・利用機器との連携

- コンテンツ再生機器でのID参照による詳細情報活用
- コンテンツ流通におけるキーとしてのID利用
- 自動処理の支援としてのコンテンツID・権利者ID利用

### コンテンツ利用のための権利処理・報告における活用

- コンテンツ利用許諾申請での権利者参照・確認
- 利用実績報告でのコンテンツ情報参照
- 取引相手に対する情報提供

# 今後の取組について

- 今後、それぞれの団体が昨年度・本年度の成果をさらに発展させていくとともに、実際のコンテンツ流通の中での権利情報共有化とID活用を促進していくことが求められる。
- CCD著作権ビジネス研究会では、会員団体から要請のあるコンテンツIDの検討と、各団体の活動の支援を積極的にすすめていく。
- これらの活動により、J-CIS構想の実現にも近づいていくことが期待できる。

